

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	入札説明書	5	2	2.4	2.4.8			事業実施スケジュール	事業スケジュールについて、本事業はSPCの組成が必要なため、基本協定の締結（令和7年11月）から事業契約の締結（令和8年1月）の期間が短いと考えます。事業契約の締結時期を年度内の適正時期で協議させて頂くことは可能でしょうか？	事業契約の締結時期（令和8年1月）は予定になります。令和7年度内に事業契約が締結できれば市の予算上、問題ありませんが、遅れた期間分についての設計・建設期間は短くなります。
2	入札説明書	6	3	3.2				募集及び選定のスケジュール	落札者の決定と事業契約の締結までの期間に年末年始を挟みますので、特別目的会社の設立に要する期間を稼働日で3カ月程度確保いただけますでしょうか？	事業契約の締結時期（令和8年1月）は予定になります。令和7年度内に事業契約が締結できれば市の予算上、問題ありませんが、遅れた期間分についての設計・建設期間は短くなります。
3	入札説明書	6	3	3.3	3.3.1	a)		入札参加者の構成と定義	協力企業は特定のグループに限定されず、業務の一部の委託を受けることができると考えますでしょうか？	お見込みのとおりです。
4	入札説明書	6	3	3.3	3.3.1	a)		入札参加者の構成と定義	協力企業は「入札参加者となるグループに加わらない企業」と記載がありますので、入札参加表明書及び提案審査書類等では、企業名の記載はできないと考えてよろしいでしょうか？	協力企業の記載は求めませんが、提案書類に記載いただいても構いません。
5	入札説明書	6	3	3.3	3.3.1	a)		入札参加者の構成と定義	本事業は、サービス対価AとBで事業内容が大きく変わります。サービス対価Aの業務が完了（令和13年）した後に、京市協と協議を行い代表企業の出資比率を変更し構成企業（維持管理会社）を代表企業に変更する事は可能でしょうか。なお、当初の代表企業は構成企業になるか說過ができることを希望します。	代表企業の変更は認めません。代表企業は建設から維持管理まで、事業期間中を通して事業全体に関与する責務があると考えます。
6	入札説明書	7	3	3.3	3.3.1	e)		構成員の変更及び追加	「参加資格確認基準日以降に、入札参加者の構成員の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。」と記載がありますが、建設業において、労災事故はやむを得ず発生する可能性があります。労災事故に起因する指名停止等による除外措置の対象外にさせていただきたくご検討をお願いいたします。	入札説明書のとおりとします。
7	入札説明書	9	3	3.3	3.3.2	b)	(7)	設計業務を行うもの	設計コンサルタント業務としてだけでなく、建設業者が設計・建設業務として契約した実績でも認められるという認識でよろしいでしょうか？	設計業務を自らが実施したことを確認できる履行実績があれば構いません。
8	入札説明書	9	3	3.3	3.3.2	b)	(7)	設計業務を行うもの	設計業務を行う者と建設業務を行う者が同一企業でも問題ないと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
9	入札説明書	9	3	3.3	3.3.2	b)	(7)	設計業務を行うもの	管理技術者・調査技術者・担当技術者ともに、他の現場の業務と兼任することは可能と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
10	入札説明書	9	3	3.3	3.3.2	b)	(7)	設計業務を行うもの	担当技術者については要件の記載が見受けられませんが、担当技術者の要件の指定は無いものと理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
11	入札説明書	9	3	3.3	3.3.2	b)	(7)	設計業務を行うもの	管理技術者・調査技術者・担当技術者ともに、他の現場の業務と兼任することは可能と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
12	入札説明書	10	3	3.3	3.3.2	b)	(イ)	個別の参加要件（建設業務を行う者）	建設業務を行う者について、配置技術者（現場代理人および監理技術者）を工場製作期間と現場施工期間について、別々の者を登録したいと考えていますが、工場製作期間については、別工事との業務は可能と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
13	入札説明書	10	3	3.3	3.3.2	b)	(イ)	個別の参加要件（建設業務を行う者）	建設業務を行う者について、配置技術者（現場代理人および監理技術者）を工場製作期間と現場施工期間について、別々の者を登録したいと考えていますが、工場製作期間については、別工事との業務は可能と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
14	入札説明書	15	3	3.4	3.4.5	b)	(ウ)	入札及び提案審査書類の作成方法	提案審査書類について、「入札及び提案審査書類は、作成要領及び様式集に定めるところにより作成し、作成要領及び様式集に定める部数を提出すること。」とありますが、提案するシステムの画面および運用方法を示す動画を作成し、そのオンライン再生を行うQRコードを提案審査書類に掲載することは可能でしょうか？	認めません。
15	入札説明書	16	3	3.4	3.4.5	b)	(ケ)	入札及び提案審査書類の受付	既設の配水管理システムにおいて特許を用いられている場合、それらに関するソフトウェア（特に需要予測や配分計画といった高度なソフトウェア）や機器仕様図面の開覧は可能なのでしょうか。それとも入札者が既設納入業者に対して、それらの使用権について問い合わせをすべきなのでしょうか？	事業契約書（案）第104条のとおり、著作権等の侵害の防止に配慮していただきます。基本的に、入札者により必要な問い合わせはさせていただきます。
16	入札説明書	16	3	3.4	3.4.5	b)	(ケ)	著作権	提案審査書類の著作権が入札参加者側に帰属するとの観点から、貴市が無償利用される場合は、事前に入札参加者と協議できるものという理解でよろしいでしょうか。審査書類には入札参加者の機密情報が含まれるため、参加者の競争力に関連する情報の保護を求めるものです。	お見込みのとおりです。
17	入札説明書	17	3	3.4	3.4.5	c)	(7)	開札	開札日の記載がありますが、この時点で公表される情報をご教示願います。	入札価格が提案上限額を超えていないことの確認の場とし、応募グループや入札価格の公開は行わないものとします。
18	入札説明書	17	3	3.4	3.4.5	b)		ヒアリングの実施	ヒアリングにて、提案するシステムの画面および運用方法を示す動画を再生することは可能でしょうか？	可能です。詳細は開札日以降のヒアリング通知にて、お知らせします。
19	入札説明書	18	3	3.4	3.4.7	a)		基本協定の締結	「落札者の構成員が基本協定の締結までの間に入札参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すものとする。」とありますが、この場合3.4.5(ウ)(1)入札保証金の違約金の対象外と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
20	入札説明書	18	3	3.4	3.4.7	a)		基本協定の締結	「落札者の構成員が基本協定の締結までの間に入札参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すものとする。」とありますが、同項の事業契約の締結にある「・・・締結しない場合がある。」等の、参加資格要件を満たさなくなった事象を鑑み、貴市と協議をさせていただけるよう、同様の記載に変更いただけないでしょうか？	入札説明書の変更は行いません。
21	入札説明書	18	3	3.4	3.4.7	b)		特別目的会社の設立	特別目的会社について、設計・建設業務の期間終了後、維持管理業務を担う構成企業と代表企業を変更することを認めていただけますでしょうか？	代表企業の変更は認めません。代表企業は建設から維持管理まで、事業期間中を通して事業全体に関与する責務があると考えます。
22	入札説明書	18	3	3.4	3.4.7	b)		特別目的会社の設立	特別目的会社の株式を譲渡する場合、貴市の書面による事前承諾が必要とされていますが、完全無議決権株式の譲渡等については、特別目的会社の経営方針等に影響を及ぼすものではないため、貴市の承諾を不要としたいのではないのでしょうか？	基本協定書第4条第1項(6)に記載のとおり、全ての株式に議決権がある想定であり、完全無議決権株式の発行は想定しておりません。
23	入札説明書	18	3	3.4	3.4.7	b)		特別目的会社の設立	特別目的会社の株式を譲渡する場合、貴市の書面による事前承諾が必要とされていますが、構成企業間で譲渡する場合等、譲渡者が公募時の参加資格要件を満たしており、当該譲渡等により特別目的会社の事業実施の継続が阻害されないといえる場合には、貴市による承諾が不合理に拒絶されることはないという理解でよろしいのでしょうか？	基本協定書第4条第3項及び同第5条第1項を満たす場合には、不合理な拒絶は行いません。
24	要求水準書	1	1	1.2	㉑			事業内容	水運用管理システムは令和9年度に目標耐用年数を迎えた記載があります。事業期間中に既設の監視機器が故障した場合、既設納入業者による修理が可能と考えてよいのでしょうか？修理不可の場合、それらに対する対応策は受注者が検討するというお考えでしょうか？	既設水運用管理システムに関する修繕、保守については事業に含まない（運転管理、巡視点検には含む）ため、市の負担で実施します。但し、事業者提案に伴い別途必要となった保守費用等は、事業者負担とします。
25	要求水準書	2	1	1.2	㊥	(2)		更新・新設対象設備	各設備の更新・新設にあたり、全ての既設管バルブの開閉動作（閉の場合は完全止水）は可能であるものとして提案いたします。しかし、実際の現地に開閉動作（閉の場合は完全止水）が不可能であり、不斷水バルブ等や工程遅延による追加費用が発生した場合は、貴市にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか？	市と協議による施工方法で実施したにも関わらず既設設備が故障した場合は市のリスクとなります。
26	要求水準書	2	1	1.2	㊥	(2)		更新・新設対象設備	各種ポンプの更新にあたり、既設コンクリート基礎は十分な強度を有しているものと想定し、基礎の新設は不要であり、また更新するポンプのアンカー仕様が後施工アンカーで問題ないものと理解してよろしいでしょうか？	ポンプ設置の耐震性など、事業期間にわたり要求水準を満足できるのであれば承します。
27	要求水準書	2	1	1.2	㊥	(2)		更新・新設対象設備	現場見学をした際、既設道路表面アスファルトに亀裂など変化が激しいところがありました。この補修や、工事車両通行時にその変化が進行した場合の補修費用は、事業費に含まれないかと考えてよろしいでしょうか？	工事車両通行箇所の数鉄板養生など対策が不適切でない限りは、補修不要とします。
28	要求水準書	2	1	1.2	㊥	(2)		更新・新設対象設備	機器の搬入横引きのために、既設天井梁に仮設レールの取り付け（工事終了後には取り外し）をご了承願います。	事業者で梁の荷重等、安全確認を行うことを条件に了承します。
29	要求水準書	2	1	1.2	㊥	(2)		更新・新設対象設備	機器の撤去更新の際に、既存の既存基礎の一部流用して、新規基礎形状に変更し使用することをご了承願います。	盤設置の耐震性など、事業期間にわたり要求水準を満足できるのであれば承します。
30	要求水準書	2	1	1.2	㊥	(2)		更新・新設対象設備	既存建屋内に、煙感知器等があれば、はつり作業時等は一時的に休止し、工事作業終了後に復旧させる運用にご協力をお願いします。	具体的な工程が判明次第、調整させていただきます。
31	要求水準書	2	1	1.2	㊥	(2)		更新・新設対象設備	狭小工事エリアでの工事継続に伴い、関係官公庁や近隣住民の協力を得る必要がある際には、監督官庁殿のご協力を頂けると考えてよろしいでしょうか？	協力いたします。なお、近隣対策に関する契約事項は事業契約書（案）のとおりです。
32	要求水準書	2	1	1.2	㊥	(2)	表1	表1 更新・新設対象設備	要求水準書（別紙2/48）を合わせて確認すると、水質モニターの一部が流用であると読み取れます。その理解でよいでしょうか。また、流用する水質モニターの納入業者を教えてください。	更新対象は要求水準書P2に記載のとおりになり、それ以外の水質モニターは流用となります。ただし、適価回収サービス部分に関してはすべての水質モニターにおいて更新を行ってください。流用する水質モニターの納入業者は、資料開覧で確認いただいた通りです。
33	要求水準書	3	1	1.2	㊥	(3)		保守点検、修繕及び運転管理等の維持管理対象施設	「維持管理対象施設は将来的に増減する可能性がある。」とありますが、増減に係る設計変更については双方合意の上に行うという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
34	要求水準書	4	1	1.2	㊥	(4)	(7)	設計・建設期間	水運用管理システムの切替時期は令和10年度末までと記載がありますが、令和10年度末の引渡し条件は、既設同様（水運用の需要予測は除く）の監視操作が可能なこととし、水運用システムの需要予測制御の運用は除くと考えてよろしいでしょうか？	提案内容であっても、水運用システム引渡し時には機能が完成している必要があると考えますが、ご提案された最終の予測精度達成には通常日時を要するため、引渡し時にはそこまで求めないものとします。
35	要求水準書	4	1	1.2	㊥	(4)	(7)	設計・建設期間	各機種の引き渡し後に、実運用に関係のない既設設備の撤去を考えていますでしょうか？	原則として、各整備の引渡しまで当該更新対象設備の撤去を行って下さい。ただし、水運用管理システムについては、新システムの引渡日以降も旧システムによる小平尾配水場等の監視を行う必要があるため、小平尾配水場等停止に伴い旧システムが不要となった時点で撤去を行ってください。
36	要求水準書	6	1	1.2	㊥	(8)		遵守すべき法令等	最新の関連法令を遵守することで、貴市共通仕様書の準拠は不要と考えてよろしいでしょうか？	水道工事共通仕様書等、市が公表している、建設工事に関する共通仕様書の準拠は不要とします。

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
37	要求水準書	8	2	2.1	-			設計業務	要求水準書において提示されている各配水場の計画水量やポンプ必要揚程といった数値の算定根拠となる容量計算は、当該設計業務には含まれないという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	要求水準書	8	2	2.1	オ	(2)		既設改造	「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする。」とありますが、既設構造計算書が提示して頂けない場合の既設構造物の耐力の調査・確認等に関する業務費用およびその調査結果にて耐震補強など必要となった場合の工事費用は、設計変更対象と考えますでしょうか。	岩室配水場は、資料閲覧でご覧いただいた既設建築図面を基に載荷荷重を検証して、設備配置を検討してください。その他の施設は、同じく資料閲覧でご覧いただいた構造計算書記載の載荷荷重を検証して、設備配置を検討してください。設備配置の検討は提案事項ですので、補強等が必要な場合は本事業範囲です。なお、全ての施設において建築物本体の耐震対策を考慮する必要はありません。また、構造計算に係る資料は入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。 ※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
39	要求水準書	8	2	2.1	オ	(2)		既設改造	「・・・事業者提案において既設改造が必要となる場合は事業者の負担で既設改造を実施すること。」とありますが、資料閲覧および現場調査により、今回更新対象範囲外の設備にて既設R/Iが実施されている箇所があります。（家原配水場・手動操作盤）既設事業者以外の事業者においては提案時点での既設改造の要否を完全に判断できないため、公平性の観点から、貴市のこの負担にて既設改造を実施していただくのが望ましいと考えますがいかがでしょうか。	家原寺配水場において、既設R/I/0は、今回更新対象となっている壁以外には実施されていないため、既設壁の改造は必要ないとの認識です。
40	要求水準書	8	2	2.1	オ	(2)		既設改造	更新・新設対象設備の整備に伴って既設改造した更新・新設対象外設備は、事業者にて既設改造した箇所のみ維持管理業務上「更新・新設対象外設備の保守点検・補修」の対象との理解でよろしいでしょうか。	改造は事業者によりリレー等の設置を行うなどが考えられます。既設改造で新設した部品・設備は「更新・新設対象設備」と同様に、更新対象設備となり、保守点検・修繕の対象となります。なお、補修については要求水準書に記載のとおり、事業者の対応となります。
41	要求水準書	8	2	2.1	オ	(2)		既設改造	「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする。」とありますが、提案を行うに際し必要に応じて貴市建築指導課様、所轄消防署等と事前協議に応じて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	発注者としての立場で同席を求められるものであれば協議対応可能です。
42	要求水準書	8	2	2.1	オ	(2)		既設改造	「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする。」とありますが、補強等については設備工事により影響が及ぶ部分的な補強であり、建築物全体の耐震補強工事は別途と考えますでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	要求水準書	8	2	2.1	オ	(2)		既設改造	「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする。」とありますが、構造計算書を基に判断した結果、部分的補強で構造条件（荷重条件）満たせばよいと考えますでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	要求水準書	8	2	2.1	オ	(2)		既設改造	「設備の設置及び配管工事等の施工にあたって必要となる建築物への影響については十分に確認を行い、補強等が必要な場合は本事業範囲とする。」とありますが、既設構造計算書が提示して頂けない場合の既設構造物の耐力の調査・確認等に関する業務費用及びその調査結果にて耐震補強など必要となった場合の工事費用は設計変更対象と考えますでしょうか。	岩室配水場は、資料閲覧でご覧いただいた既設建築図面を基に載荷荷重を検証して、設備配置を検討してください。その他の施設は、同じく資料閲覧でご覧いただいた構造計算書記載の載荷荷重を検証して、設備配置を検討してください。設備配置の検討は提案事項ですので、補強等が必要な場合は本事業範囲です。なお、全ての施設において建築物本体の耐震対策を考慮する必要はありません。また、構造計算に係る資料は入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。 ※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
45	要求水準書	8	2	2.1	オ	(1)		既設改造	更新・新設対象設備の整備に伴って既設改造した更新・新設対象外設備は、維持管理業務上「更新・新設対象外設備の保守点検・補修」の対象との理解でよろしいでしょうか。	改造は事業者によりリレー等の設置を行うなどが考えられます。改造で新設した部品・設備は新設設備と同様に、更新対象設備扱いと考えます。
46	要求水準書	9	2	2.2	(1)	(カ)		監視制御設備	携帯情報端末（タブレット、スマートフォン）はWi-Fi端末ではなくキャリア等の通信回線を含めて事業者提案とさせていただきます。その場合、キャリア回線費用は運用費に含めるとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	要求水準書	9	2	2.2	(1)	(キ)		監視制御設備	「制御に関わるネットワークにはP-VPN等の閉鎖ネットワーク」と記載がありますが、通信会社および回線数については事業者提案と考えますでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	要求水準書	9	2	2.2	(1)	(キ)		監視制御設備	アクアネット大阪端末装置との信号取合い機能はFL-net伝送と考えますでしょうか。	アクアネット大阪との信号取合いは現行通りモデムによるシリアル通信とします。
49	要求水準書	9	2	2.2	(1)	(コ)		監視制御設備	「更新切替中に既設監視制御装置と併用となるが、水運用に支障がないように配慮すること」と記載があるが、既設運転操作・計設備から既設PLC-I/0への信号は2重化して受け渡しているため、更新切替中に2重化の計画の信号を更新後PLC-I/0に取り込むことで新旧水運用管理システムによる切替中の併用監視を考えていますでしょうか。	既設設備を使用していたとしても構いませんが、更新後のシステムへ切替後においては、要求水準書を満たす必要があります。
50	要求水準書	9	2	2.2	(1)	(ク)		監視制御設備	「監視制御設備が故障した場合でも自動運転や運動運転が維持できるように配慮すること」と記載がありますが、現場側PLCが故障した時、運転状態を維持し運転管理員にて設備に支障がないよう対応できればよいと考えますでしょうか。	現場側PLCを採用されるシステムである場合に限らず、監視制御設備が故障時においても、使用水量の急変による圧力変動などに対し、人的な手段を問わず、水運用に支障がないように配慮する必要があります。
51	要求水準書	9	2	(1)				監視制御設備	クラウド監視のネットワークは庁内LANからのアクセスも想定されているか？	庁内LANから直接アクセスすることは想定していません。
52	要求水準書	10	2	2.2	(1)	(コ)		水運用管理システム更新切替中の水運用への配慮について	要求水準書P.9 2.2(1)(キ)及び、要求水準書P.10 2.2(1)(ス)に記載のとおり、更新後の水運用管理システムにおける制御LANやコントローラなどの冗長化は事業者提案となっておりますが、既設は、制御LANやコントローラ等は冗長化・二重化されているかと存じます。更新切替中において、既設の冗長化構成はすべて生かした状態で切替を行うべきとの認識でよろしいでしょうか。	既設の冗長化構成をすべて生かした状態は必須としておらず、システム切替中において、非冗長化構成のリスクが最小となるような事業者提案を求めます。
53	要求水準書	10	2	2.2	(1)	(サ)		配水管理センター（水運用管理システム）（更新）	技術対話における提案事項回答No.23にて、送配水量予測の機能を使用されている旨のご回答ですが、現地調査確認の結果、要求水準書記載の漏水検知・設備台帳以外にも異常時運転支援機能等も搭載されています。これら機能に対し要求水準書2.2(1)(サ)記載の同等機能を設けるものと認識でよろしいでしょうか。	技術対話における回答は、現水運用管理システムについての回答となります。送配水量の予測機能の要否については、事業者提案となります。また、要求水準書P10（サ）の記載は、警報検知機能について記載したものであり、異常時の運転支援機能等についても事業者提案事項になります。
54	要求水準書	10	2	2.2	(1)	(セ)		配水管理センター（水運用管理システム）（更新）	各設備・機器の制御は既存と同様の制御とします。とありますが、現地調査の結果、（2）で記載の設備台帳システム以外に需要予測・異常時運転支援・偏差費用による漏水検知等の各種機能搭載が確認できました。これら搭載機能についても既存と同様を実現する必要がありますが、機能として新システムに搭載不要とのご判断があれば合わせてご教示願います	各設備・機器の制御は既存の同様の制御を求めますが、要求水準書に記載されていない既存の各種機能の要否を含めて事業者提案事項となります。
55	要求水準書	10	2	2.2	(1)			監視制御設備	「（イ）市から監視・操作が可能なLSD監視制御装置を設けること。」とありますが、貴市が操作を行う場所は家原寺配水場を想定されていますでしょうか。想定される操作の場所と内容をご教示頂けますでしょうか。	お見込みのとおり、基本的に操作を行う場所は配水管理センター（家原寺配水場）を想定しています。将来的に市内の別施設で運用を行う可能性を考慮して、システムの可能な範囲で、想定される操作は明確に定義にある「監視制御設備」と同様に監視・操作が可能であることに留意してください。
56	要求水準書	10	2	2.2	(1)			監視制御設備	既設水運用管理システムのシステム構成図において、本庁舎からLSD操作卓が設けられ、配水管理センターと同等の操作権限を有しているように見えます。新水運用管理システムにおいても、本庁舎から監視・操作を行うことが想定されますでしょうか。	新水運用管理システムにおいて、局本庁舎への端末設置は必須としております。
57	要求水準書	11	2	2.2	(3)	(7)		その他の事項	「中央監視室は将来の設備更新を考慮した設計をすること。ただし（ウ）に記載の旧水運用管理システムとの併用監視に支障がないよう配慮すること」と記載がありますが、将来の設備更新が可能スペースを確保すればよいと考えますでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書	11	2	2.2	(3)	(7)		監視制御設備	岩村配水場等の場外施設に設置されている既設水運用管理システムのLSD監視装置では計測値や警報データを確認する監視画面のほかに概算画面の表示が可能です。新設水運用管理システムにおいても概算画面の表示機能は要求水準書でしょうか。	概算の表示機能については、要求水準書P10に記載のとおり、LSD監視制御装置及びクラウド監視の両方またはどちらかに機能設ける必要があります。
59	要求水準書	12	2	2.2	(3)	(イ)		その他の事項	「回線廃止に伴う当該回線の代替回線への切替等は本事業に含まない」との記載がありますが、代替回線の選定および切替作業はお客様にて実施されるのでしょうか。	旧水運用管理システムで使用しているビジネスイーサワイドについては、お見込みのとおりです。
60	要求水準書	12	2	2.2	(3)	(イ)		その他の事項	ビジネスイーサワイドが令和10年3月末に廃止が予定されているが、令和10年3月末以降にも旧水運用監視システムが必要な場合、2重化しているもう一方のVPN（K-OPT）にて旧水運用監視システムを使用したいと考えますでしょうか。	VPN（K-OPT）にて旧水運用監視システムを使用していただいても構いません。
61	要求水準書	12	2	2.2	(3)	(イ)		その他の事項	別紙2/48ページにてNSネットと接続している各水質モニター（11カ所）ではNSネットが2028年12月にサービス提供の終了となるため、伝送装置の更新も本事業範囲と考えますが、その場合別紙37～43ページの注記に記載がある通り既設置は流用するものと考えますでしょうか。	要求水準書に記載しているとおり、更新・新設対象設備となっている水質モニターについては、収納型も更新対象です。更新対象外の水質モニターについては、既設盤内に設置している伝送装置の更新を行ってください。
62	要求水準書	12	2	2.2	(3)	(イ)		その他の事項	旧水運用管理システムで使用しているビジネスイーサワイドは令和10年3月末に廃止が予定されているが、回線廃止に伴う当該回線の代替回線への切替等は本事業に含まない記載があるが、令和10年3月以降ビジネスイーサに替わる代替回線が必要な場合は市側にて切替（旧水運用管理システムの機能増設含む）を実施して頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	要求水準書	12	2	2.2	(3)	(ウ)		その他の事項	工事期間中に発生する本事業の更新対象外既設機器の異常対応は貴市で対応して頂けると考えますでしょうか。	基本的に既設機器に対する初期対応や補修については事業者対応、修繕は市の対応となります。ただし、既設機器の異常発生事由が施工に伴うものであれば事業者負担と考えます。
64	要求水準書	12	2	2.2	(3)	(ウ)		表5 関連工事	管生配水場化を令和10年度末までと記載がありますが、その後の配水ポンプの増強化工事の工期を考慮し、前倒しで完了し、完了次第配水ポンプの増強化工事を施工することは可能でしょうか	基本的には可能ですが、前倒し日数にもよるため、詳細なスケジュールは事業契約締結後の協議により決定するものとします。
65	要求水準書	12	2	2.2	(3)	(ウ)		表5 関連工事	配水ポンプの増強化工事は別紙2にて中区・高区ポンプを1台ずつ更新していく想定工程となっていますが、工期を考慮し各ポンプの運転台数を確保しながら中区・高区配水ポンプを同時に更新することは可能と考えてよろしいでしょうか。	中区・高区配水ポンプの同時更新は可能です。水運用に影響のないよう実施して下さい。

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
66	要求水準書	12	2	2.2	(3)	(ウ)		その他の事項	旧水運用管理システムには、受水用設備がないため、更新後の新水運用管理システムは令和10年度末の太井新分岐受水開始の時点までに受水用設備すべての機能を構築するものとする」と記載がありますが、令和11年度から休止するまでの小平尾配水場・さつき野配水池の運転計画は市側で提示して頂き、その運転計画に基づき事業者が運転することをよろしいでしょうか。	令和11年度以降の小平尾配水場、さつき野配水池の運転については市から指示します。
67	要求水準書	12	2	2.2	(3)	(ウ)		その他の事項	[さつき野配水池、小平尾配水場は新水運用管理システムでは監視対象外のため、休止までの期間には旧水運用管理システムを併用し、この2施設の運転管理を行うものとする。]とありますが、新水運用管理システムでさつきの配水池、小平尾配水場の構築を行うことは提案範囲と考えよろしいでしょうか。	提案範囲として構築いただいても構いませんが、小平尾配水場、さつき野配水池が休止した後（別紙2参照）は、新水運用管理システムから機能削除及び不要となった機器の撤去をしていただく必要があります。
68	要求水準書	12	2	2.2	(3)	(ウ)		関連工事時の対応について	菅生配水池の配水場化及び配水能力増強整備について、さつき野配水池、小平尾配水場を休止するまでの期間(令和11年度末迄)は、旧水運用管理システムを併用されると記載ありますが、菅生配水池への流入が、小平尾配水場から太井新分岐へ変更されるにあたり、現状、旧水運用管理システムでは「太井新分岐」の監視制御ができておりませんので、その状況で旧水運用管理システムにて水運用計画立案をされずと、水位計画値がマイナス値となり計画異常になるかと存じます。 (上記の計画異常が発生した場合、菅生配水池だけでなく、システム全体の計画が中断となり計画確立不能になると存じます。) 基本水準書において、「新旧水運用管理システムの併用にあたり、市としては旧水運用管理システムの機能増設をすることなく配水ポンプの更新・切替が可能と見込んでいる」と記載ございますが、検討の結果、旧水運用管理システムに何らかの改造が必要と判断した場合は、要求水準書P8第2章2.1オ)に則り、事業者の責により改造を実施するとのご認識でよろしいでしょうか。	令和11年度以降の小平尾配水場、さつき野配水池の運転については市から指示します。太井新分岐へ切替を行う際に、旧水運用管理システムの改造が不可避となった場合は、市負担での対応を想定しています。ただし事業者の提案に基づく改造の費用は、事業者負担とします。
69	要求水準書	12	2	2.2	(3)	(エ)		その他の事項	「更新後のL00監視制御装置においても同時接続は12台以上となることを想定とする」と記載があるが事業者が運転管理をする上で必要なL00監視制御装置台数が12台未満の場合は、同時接続12台未満の監視制御装置を採用してもよいと考えますよろしいでしょうか。	L00監視制御装置の台数及び同時接続数は事業者提案範囲となります。
70	要求水準書	13	2	2.3	(1)	(ア)		受変電設備（更新）	更新する受変電設備は配水管理センター1階の会議室に配置可能と考えますよろしいでしょうか。	配水管理センター1階会議室は、応急給水対策本部の設置場所として位置付けられているため、受変電設備に隣接せず機器の配置は不可とします。
71	要求水準書	13	2	2.3	(1)	(イ)		受変電設備（更新）	自家発電設備（既設）の対象負荷および容量計算書をご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（受変電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
72	要求水準書	13	2	2.3	(1)	(ケ)		受変電設備（更新）	「必要となる接地極を新たに設置し・・・」と記載がありますが、既設接地極は流用可能と考えよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	要求水準書	13	2	2.3	(1)	(ス)		受変電設備（更新）	「負荷容量は現状と同等とする」と記載がありますが、各種容量計算を実施するにあたり負荷リソースをご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（自家発電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
74	要求水準書	13	2	2.3	(1)	(セ)		受変電設備（更新）	「更新時の停電可能時間は1時間とする」と記載がありますが、時期や時間帯を考慮すれば停電可能時間が1時間以上可能と考えますよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。停電時間については事業契約締結後の協議に決定します。
75	要求水準書	13	2	2.3	(1)	(セ)		受変電設備（更新）	「更新時の停電可能時間は1時間とする」と記載がありますが、機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	停止可能時間が1時間であることに配慮してください。詳細については事業契約締結後の協議で提示します。
76	要求水準書	13	2	2.3	(1)	(ソ)		受変電設備（更新）	新受変電設備（屋外キュービクル含む）から既設盤間のケーブルは流用可能と考えますよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	要求水準書	13	2	2.3	(1)	(ソ)		受変電設備（更新）	新受変電設備（屋外キュービクル含む）から既設流用ケーブルにて新受変電設備の配置等により余量が見えない場合、ジョイントや中継端子台にて延長することは可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者負担の中で実施してください。なお、更新対象盤間のケーブルは更新するものとします。
78	要求水準書	13	2	2.4	(1)			受水制御弁（新設）	受水制御弁などの据え付け工事で重機などが通行するため、当該エリアでの別途工事の有無、その期間などをご提示いただけますでしょうか。	現時点では別途工事の予定はございません。
79	要求水準書	13	2	2.4	(1)			受水制御弁（新設）	受水制御弁などの据え付け工事後のフラッシングでの排水先などをご提示いただけますでしょうか。	通水作業（洗管）作業については本市にて実施します。
80	要求水準書	13	2	2.4	(1)	(3)		受水制御弁（新設）次亜塩素注入設備（新設）	【共通】（各機庫） 境内配管工事に伴う舗装などの復旧工事は、部分復旧と考えてよろしいでしょうか。	掘削・影響範囲の部分復旧（路盤から表層まで）となります。
81	要求水準書	14	2	2.4	(1)	(イ)		受水制御弁（新設）	「受水量は350 ml/h～600 ml/h、受水圧は8m～25m 程度を想定している。」と記載がありますが、受水量350 ml/hの時に受水圧は25m、受水量600 ml/hの時に受水圧は8mであり、この受水圧は境内配管等（PCL）からの水頭圧であるものと理解してよろしいでしょうか。また、受水圧とは具体的に境内どの地点での水圧を示しているのでしょうかご指示願います（例 菅生No.1配水池既設手動流入弁）	受水圧は、菅生配水池のH.W.L（OP+89.84m）の水頭圧になります。
82	要求水準書	14	2	2.4	(1)	(ウ)		受水制御弁（新設）	「キャビテーション、維持管理等を考慮した受水制御弁とすること。」とありますが、この条件は（イ）に示された内容を満足すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。（イ）の条件を満たした上で、キャビテーション等が発生しないよう考慮した受水制御弁を選定してください。
83	要求水準書	14	2	2.4	(2)	(ア)		受水制御弁（新設）	「流量計の形式は挿入式電磁流量計とすること。」と記載がありますが、この流量計の弁室、前後の手動弁、バイパス管およびバイパス手動弁の設置も必要であるものと理解してよろしいでしょうか。	流量計の維持管理上、人孔などの設置は、必要と考えますが、前後の手動弁、バイパス管およびバイパス手動弁の設置は必須ではありません。ただし、事業者提案による設置を否定するわけではございません。
84	要求水準書	14	2	2.4	(3)	(イ)		次亜塩素注入設備（新設）	空調設備を設置するに際し、隣室への結露を考慮し断熱性能を確保する措置が必要と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
85	要求水準書	14	2	2.4	(3)	(イ)		次亜塩素注入設備（新設）	次亜塩素酸注入設備を計画するため、建屋断面図、仕上り表など詳細な図面などをご提示いただけますでしょうか。また、建屋に関する構造計算書についてもご提示いただけますでしょうか。	建屋断面図、仕上り表などは資料閲覧でご確認いただいたとおりです。なお、構造計算に係る資料は入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
86	要求水準書	14	2	2.4	(3)	(オ)		次亜塩素注入設備（新設）	「次亜塩素酸貯蔵量は1日平均注入量の10日分以上とし、2基以上とすること。」とありますが、2基で10日分以上の容量を満足すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	次亜塩素酸貯蔵量1基が1日平均注入量の10日分以上を満たす容量となります。
87	要求水準書	14	2	2.4	(3)	(オ)		次亜塩素注入設備（新設）	次亜塩素酸注入設備には防液堤が必要であると考えます。この防液堤容量は貯蔵量が複数基となっても1基当りの貯蔵容量で提案すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	防液堤内に貯蔵している次亜塩素酸貯蔵庫の全ての容量で計算する必要があります。
88	要求水準書	14	2	2.4	(4)	(エ)		菅生配水池（配水場化整備）	流出残留塩素計サンプリング点は屋内（中区加圧系ポンプ棟）内と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
89	要求水準書	14	2	2.4	(5)			水質モニター（新設）	菅生水質モニターへの試料水給水について、計画では試料水は企業団からの受水となっております。水質モニターへの給水条件として、受水管内の圧力（変動する場合は最大と最小）、あるいは企業団の配水池などの水位（最大、最小）をご指示ください。	要求水準書2.4 (1) (イ) に記載のとおりです。
90	要求水準書	14	2	2.4				菅生配水池（配水場化整備）	要求水準書別紙1 10ページの挿入型流量計、受水制御弁、水質分岐モニター用取り出し点、次亜注入点の図面配置は参考位置と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。設置位置に関しては、事業者提案の範囲となります。ただし各機器の機能に影響のないよう配慮してください。
91	要求水準書	14	2	2.4				菅生配水池（配水場化整備）	φ400受水管から北応急給水場への分岐は北応急給水場からの分岐でしょうか、No.1配水池からの分岐（供給）でしょうか。（関連：要求水準書別紙1 9,10ページ）	北応急給水場へはNo.1配水池流出管φ500より分岐しており、φ400受水管からは分岐していません。
92	要求水準書	14	2	2.4				菅生配水池（配水場化整備）	別紙1 10ページの図示位置が正の場合、挿入型流量計、受水制御弁、水質分岐モニター用取り出し点、次亜注入点の配置は、それぞれ図のとおり北応急給水場の前後に配置する必要がありますと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
93	要求水準書	14	2	2.4				菅生配水池（配水場化整備）	挿入型流量計、受水制御弁等工事期間中は、北応急給水場（北応急給水場）への入場はなく、応急給水時は配水定例より給水を行うと考えてよろしいでしょうか。（関連：要求水準書別紙1 10ページ）	お見込みのとおりです。
94	要求水準書	14	2	2.4				菅生配水池（配水場化整備）	受水制御弁室を設置した場合、弁室に滞水した水の排水先をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
95	要求水準書	15	2	2.5	(1)	(ア)		中区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	計画水量3.2m3/分と記載がありますが、この水量は送水ポンプ2台分と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	要求水準書	15	2	2.5	(1)			中区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	機器据付後の運転確認などで排水先等をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
97	要求水準書	15	2	2.5	(1)			中区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	ポンプや圧力タンクの更新は、あくまで機器を更新すれば良く、配管などは既設流用する考えでよろしいでしょうか。	更新対象範囲のものは全て更新してください。
98	要求水準書	15	2	2.5	(1)			中区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	中区加圧系ポンプの更新範囲が別紙1の9/48ではなく、11/48が正の場合、2次側手動切替弁も更新に含まれるため、更新するためには1系列更新の度に全系列のポンプを停止する時間を確保する必要がありますが、最大何時間までポンプの停止が可能でしょうか。	9/48が正です。11/48を修正します。
99	要求水準書	15	2	2.5	(2)	(ア)		高区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	平常時、計画水量1.9m3/分と記載がありますが、この水量は送水ポンプ2台分と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	要求水準書	15	2	2.5	(2)			中区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	ポンプや圧力タンクの更新は、あくまで機器を更新すれば良く、配管などは既設流用する考えでよろしいでしょうか。	更新対象範囲のものは全て更新してください。
101	要求水準書	15	2	2.5	(2)			高区加圧系配水ポンプ及び圧力タンク（更新）	高区加圧系ポンプの更新範囲が別紙1の9/48ではなく、15/48が正の場合、1次側手動切替弁、2次側電動切替弁も更新に含まれるため、更新するためには1系列更新の度に全系列のポンプを停止する時間を確保する必要がありますが、最大何時間までポンプの停止が可能でしょうか。	9/48において、図示されている高区加圧系ポンプの更新範囲に加え、電動吐出弁EV10、EV20、EV21も更新対象とします。9/48及び15/48を修正します。
102	要求水準書	15	2	2.5	(3)	(イ)		自家発電設備（更新）	既設発電機撤去後の位置へ設置する場合、時期や期間を貴市と協議した上で、更新時は自家発電設備によるバックアップが不可欠となると考えてよろしいでしょうか。	仮設発電機の設置などにより、自家発電設備による給電が不可能となる時間を極力短くできるような事業者提案を求めます。

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
103	要求水準書	15	2	2.5	(3)	(イ)		自家発電設備（更新）	周辺環境に配慮して屋外設置型とする場合、目隠しフェンスなどで設備を覆うような視覚的にも配慮をする考えでよろしいでしょうか。	設置場所にもよりますが、一般的に突角な色、形、反射等がなければ、目隠しでは不要と考えます。 なお、排気や騒音なども含め、リスク分担表のとおり、事業者が行う業務に起因する住民対応は、事業者になることを留意の上、周辺環境に配慮して下さい。
104	要求水準書	15	2	2.5	(3)			自家発電設備（更新）	更新する自家発電設備の対象負荷、容量、始動方式をご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（受変電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。 容量については、事業者提案範囲となります。 始動方法については、要求水準書を参照して下さい。
105	要求水準書	15	2	2.5	(3)			自家発電設備（更新）	今回導入する自家発電設備は、非常時にのみ使用されるため、騒音規制の対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、騒音規制の対象外ですが、排気や騒音なども含め、リスク分担表のとおり、事業者が行う業務に起因する住民対応は、事業者になることを留意の上、周辺環境に配慮して下さい。
106	要求水準書	15	2	2.5	(3)			菅生配水池 自家発電設備	自家発電設備の対象負荷について、実施方針等に関する技術対話の内容及び質問・意見書の回答にて入札説明書等で示す予定との事でしたが記載が見当たりませんでした。 対象負荷についてご教示頂けないでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（受変電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
107	要求水準書	15	2	2.5	(4)			その他（更新）	圧力タンクは停電時などの水撃用のサージタンクの役目と考えてよろしいでしょうか。既設に予備タンクがありませんので、中区、高区、それぞれの圧力タンク更新時は水撃対策ができなくなります。または、別途送水管+レンから排水するなど基本思想についてご提示いただけますでしょうか。また、その場合の排水量もご提示いただけますでしょうか。配水池に送水可能とする判断は貴市にて実施いただけるものと考えておりますがよろしいでしょうか。	圧力タンクは水撃サージ用ではなく、停電時の配水圧の確保が目的であるため、ポンプの運転自体にリスクはないと考えます。施工方法について市が承認した上で、圧力タンクの施工における停電時の配水の影響は本市のリスクとなります。
108	要求水準書	15	2	2.5	(4)			その他（更新）	「更新時において、中区加圧系配水ポンプは最低1台、高区加圧系配水ポンプは最低2台の運転を確保すること。」とありますが、運転制御の関係から更新する号機の順番などに制約があればご提示いただけますでしょうか。	特にごさいません。
109	要求水準書	15	2	2.5	(4)			その他（更新）	ポンプや圧力タンクの更新後に機器の洗浄、配管の洗管、試運転が必要と考えます。排水の放流可能場所やその水量についてご教示願います。また、ポンプの試運転は各配水池へ送水しながら実施する。または、別途送水管+レンから排水するなど基本思想についてご提示いただけますでしょうか。また、その場合の排水量もご提示いただけますでしょうか。配水池に送水可能とする判断は貴市にて実施いただけるものと考えておりますがよろしいでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。 送水可能の判断は本市が行います。
110	要求水準書	15	2	2.5	(4)			その他（更新）	別紙112ページにて変圧器盤は既設流用となっていますが、詳細設計にて配水ポンプの増強に伴い容量アップが発生した場合、貴市で機能増設して頂けると考えてよろしいでしょうか。	提案内容によりませんが、要求水準を超える提案に伴う容量アップは事業者負担となります。
111	要求水準書	15	2	2.5	(4)			その他（更新）	今回更新する電源・補機盤、計装盤等～既設盤、既設機器間のケーブルは流用可能と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	要求水準書	15	2	2.5	(4)			その他（更新）	今回更新する電源・補機盤、計装盤等～既設盤、既設機器間の既設流用ケーブルにて更新後の盤配置等により余長が足りない場合、ジョイントや中継端子台にて延長することは可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者負担の中で実施してください。なお、更新対象盤間のケーブルは更新するものとします。
113	要求水準書	15	2	2.5	(4)			その他（更新）	別紙11213ページにて電源・補機盤等が今回更新となっていますが、機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
114	要求水準書	15	2	2.5	(4)			その他（更新）	各種容量計算を実施するにあたり負荷リストをご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（自家発電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
115	要求水準書	15	2	2.5	(4)			その他（更新）	本事業で更新する盤はポンプ棟の書庫に配置可能と考えますがよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
116	要求水準書	16	2	2.6	(1)	(㇐)		受変電設備（更新）	「必要となる接地極を新たに設置し・・・」と記載がありますが、既設接地極は流用可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	要求水準書	16	2	2.6	(1)	(㇑)		受変電設備（更新）	別紙118ページに「既設〇Vを廃止し、配電盤に取り込む」と記載があるが、動力制御盤または電源分電盤へ更新する考えますがよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
118	要求水準書	16	2	2.6	(1)	(㇑)		受変電設備（更新）	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間のケーブルは流用可能と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	要求水準書	16	2	2.6	(1)	(㇑)		受変電設備（更新）	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間の既設流用ケーブルにて更新後の盤配置等により余長が足りない場合、ジョイントや中継端子台にて延長することは可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者負担の中で実施してください。なお、更新対象盤間のケーブルは更新するものとします。
120	要求水準書	16	2	2.6	(1)	(㇑)		受変電設備（更新）	別紙118～22ページにて運転操作・計装設備が今回更新と記載されています。機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
121	要求水準書	16	2	2.6	(1)	(㇑)		受変電設備（更新）	更新時の停電可能時間をご提示いただけますでしょうか。	ポンプの停止可能時間が5時間であることに配慮してください。詳細については契約締結後の協議で提示します。
122	要求水準書	16	2	2.6	(1)	(㇑)		受変電設備（更新）	「更新時のポンプ停止可能時間は5時間とする。」とありますが、揚水ポンプは2台常用で1台予備の構成となっていますので、常用ポンプ2台を確保し、1台ずつポンプを停止し更新することで運用に影響なく更新可能です。つまり揚水ポンプ1台停止は本項目におけるポンプ停止時間ではないと解釈しますがよろしいでしょうか。	当該記載は受変電設備におけるポンプの停止時間となります。稼働中の設備のためポンプ更新における施工方法等については事業者にて立案し、市の承認を受ける必要があります。
123	要求水準書	16	2	2.6	(2)	(イ)		自家発電設備（新設）	屋外に自家発電を設置する場合、将来計画や使用用途があることから設置不可な箇所はありますでしょうか。	現時点では使用用途が決定している場所はありません。 但し、埋設地下配管等の維持管理に支障がない場所を選定してください。
124	要求水準書	16	2	2.6	(2)			自家発電設備（新設）	自家発電設備（新設）の対象負荷、容量、始動方式をご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（受変電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。 容量については、事業者提案範囲となります。 始動方法については、要求水準書を参照して下さい。
125	要求水準書	16	2	2.6	(2)			自家発電設備（新設）	今回導入する自家発電設備は、非常時にのみ使用されるため、騒音規制の対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、騒音規制の対象外ですが、排気や騒音なども含め、リスク分担表のとおり、事業者が行う業務に起因する住民対応は、事業者になることを留意の上、周辺環境に配慮して下さい。
126	要求水準書	16	2	2.6	(2)			自家発電設備（新設）	新設する自家発電設備は、屋内への設置を基本としますが、設置位置は、既設監視倉庫と考えるとよろしいでしょうか。その他ご検討されている部屋がございましたらご提示いただけますでしょうか。 屋内設置とは既設建築物内という解釈で、新たに自家発電設備の為に建築物を構築することではないという考えでよろしいでしょうか。	設置場所については、事業者提案の範囲となります。 屋内設置の考えについては、お見込みのとおりですが、建築物を構築することを否定するものではありません。
127	要求水準書	16	2	2.6	(2)			浅香山配水池 自家発電設備	自家発電設備の対象負荷について、実施方針等に関する技術対話の内容及び質問・意見書の回答にて入札説明書等で示す予定との事でしたが記載が見当たりませんでした。 対象負荷についてご教示頂けないでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（受変電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
128	要求水準書	16	2	2.6	(3)	(イ)		揚水ポンプ設備（更新）	台数構成は3台で1台予備との記載について、水位により2台同時運転を想定しているのかご提示いただけますでしょうか。	状況によっては2台同時運転も想定しています。
129	要求水準書	16	2	2.6	(3)			揚水ポンプ設備（更新）	揚水ポンプは3台で1台予備となっています。運転制御の関係から更新する号機の順番などに制約があればご提示いただけますでしょうか。	特にごさいません。
130	要求水準書	16	2	2.6	(3)			揚水ポンプ設備（更新）	ポンプや配管の更新後に機器の洗浄、配管の洗管、試運転が必要と考えます。排水の放流可能場所やその水量についてご提示いただけますでしょうか。また、ポンプの試運転は各配水池へ送水しながら実施する。または、別途送水管+レンから排水するなど基本思想についてご提示いただけますでしょうか。また、その場合の排水量もご提示いただけますでしょうか。配水池に送水可能とする判断は貴市にて実施いただけるものとする考えでよろしいでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。 送水可能の判断は本市が行います。
131	要求水準書	16	2	2.6	(3)			揚水ポンプ設備（更新）	(3)に示す(ア)から(ウ)の条件を満たした設計をすれば、本揚水ポンプにおける水撃検討は不要と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、事業者提案の検討として水撃作用対策導入を否定するものではありません。
132	要求水準書	16	2	2.6	(3)			揚水ポンプ設備（更新）	揚水ポンプの更新は、あくまで機器を更新すれば良く、配管などは既設流用する考えでよろしいでしょうか。	更新対象範囲のものは全て更新してください。
133	要求水準書	16	2	2.6	(3)			揚水ポンプ設備（更新）	揚水ポンプ据付後の運転確認などで排水先等をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
134	要求水準書	17	2	2.6	(3)	(ア)		揚水ポンプ設備（更新）	計画水量16.6m ³ /分と記載がありますが、この水量は揚水ポンプ2台分と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
135	要求水準書	17	2	2.7	(1)	(ア)		受変電設備（更新）	受変電設備は室内に設置することと記載がありますが、工事期間、切替時間の短縮および設備影響を最小にすることを目的に受変電設備を屋外に設置することを許容頂けますでしょうか。	要求水準書のとおり、室内に設置してください。
136	要求水準書	17	2	2.7	(1)	(イ)		自家発電設備（新設）	屋外型として自家発電設備を設置する場合、施工の作業範囲により機場と公園に面するフェンスを一時的に撤去することは可能でしょうか。	撤去後、仮囲いすれば基本的には可能としますが、それに伴う公園所管部署への手続き等は事業者で実施してください。また、撤去期間、時期、期間等については協議によるものとします。
137	要求水準書	17	2	2.7	(1)	(㇐)		受変電設備（更新）	「必要となる接地極を新たに設置し・・・」と記載がありますが、既設接地極は流用可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
138	要求水準書	17	2	2.7	(1)	(㇑)		受変電設備（更新）	更新時の停電可能時間をご提示いただけますでしょうか。	ポンプの停止可能時間が5時間であることに配慮してください。詳細については契約締結後の協議で提示します。
139	要求水準書	17	2	2.7	(1)			受変電設備（更新）	各種容量計算を実施するにあたり負荷リストをご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（自家発電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
140	要求水準書	17	2	2.7	(2)	(イ)		自家発電設備（新設）	屋外に自家発電を設置する場合、将来計画や使用用途があることから設置不可な箇所はありませんでしょうか。	現時点では使用用途が決定している場所はありません。 但し、埋設地下配管等の維持管理に支障がない場所を選定してください。
141	要求水準書	17	2	2.7	(2)			自家発電設備（新設）	自家発電設備（新設）の対象負荷、容量、始動方式をご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（受変電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。 容量については、事業者提案範囲となります。 始動方法については、要求水準書を参照してください。
142	要求水準書	17	2	2.7	(2)			自家発電設備（新設）	今回導入する自家発電設備は、非常時にのみ使用されるため、騒音規制の対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、騒音規制の対象外ですが、排気や騒音なども含め、リスク分担表のとおり、事業者が行う業務に起因する住民対応は、事業者になることを留意の上、周辺環境に配慮して下さい。
143	要求水準書	17	2	2.7	(2)			自家発電設備（新設）	新設する自家発電設備は、屋内への設置を基本としますが、設置位置は、既設建築物で活用できる部屋という解釈で、新たに自家発電設備の為に建築物を構築することではないという考えでよろしいでしょうか。 既設建築物で既に検討されている位置がございましたらご提示いただけますでしょうか。	設置場所については、事業者提案の範囲となります。 屋内設置の考えについては、お見込みのとおりですが、建築物を構築することを否定するものではありません。
144	要求水準書	17	2	2.7	(2)			自家発電設備（新設）	周辺環境に配慮して屋外設置型とする場合、目隠しフェンスなどで設備を覆うような視覚的にも配慮をする考えでよろしいでしょうか。	設置場所にもよりますが、一般的に突如た色、形、反射等がなければ、目隠しでは不要と考えます。 なお、排気や騒音なども含め、リスク分担表のとおり、事業者が行う業務に起因する住民対応は、事業者になることを留意の上、周辺環境に配慮して下さい。
145	要求水準書	17	2	2.7		(2)		桃山台配水場 自家発電設備	自家発電設備の対象負荷について、実施方針等に関する技術対話の内容及び質問・意見書の回答にて入札説明書等で示す予定との事でしたが記載が見当たりませんでした。 対象負荷についてご教示頂けないでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（受変電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
146	要求水準書	17	2	2.7				桃山台配水場	別紙126ページに「A～D系のコントロールセンターは廃止、配電盤に取り込む」と記載があります。動力制御盤または電源分電盤へ更新すると考えますでしょうか。	事業者提案の範囲となります。
147	要求水準書	17	2	2.7				桃山台配水場	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間のケーブルは流用可能と考えますでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	要求水準書	17	2	2.7				桃山台配水場	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間の既設流用ケーブルにて更新後の盤配置により余長が足りない場合、ジョイントや中継端子台にて延長することは可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者負担の中で実施してください。なお、更新対象盤間のケーブルは更新するものとします。
149	要求水準書	17	2	2.7				桃山台配水場	別紙124～26ページにて運転操作設備が今回更新と記載されています。機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	ポンプの停止可能時間が2時間であることに配慮してください。詳細については契約締結後の協議で提示します。
150	要求水準書	18	2	2.8	(1)	(コ)		受変電設備（更新）	「必要となる接地極を新たに設置し・・・」と記載がありますが、既設接地極は流用可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
151	要求水準書	18	2	2.8	(1)	(ソ)		受変電設備（更新）	更新時の停電可能時間をご提示いただけますでしょうか。	ポンプの停止可能時間が5時間であることに配慮してください。詳細については契約締結後の協議で提示します。
152	要求水準書	18	2	2.8	(1)	(ソ)		受変電設備（更新）	「更新時のポンプ停止可能時間は3時間とする。」とありますが、送水ポンプは2台常用で1台予備の構成となっていますので、常用ポンプ2台を確保し、1台ずつポンプを停止し更新することで運用に影響なく更新可能です。つまり送水ポンプ1台停止は本項目におけるポンプ停止時間ではないと解釈しますがよろしいでしょうか。	当該記載は受変電設備におけるポンプの停止時間となります。稼働中の設備のためポンプ更新における施工方法等については事業者にて立案し、市の承認を受ける必要があります。
153	要求水準書	18	2	2.8	(1)			受変電設備（更新）	各種容量計算を実施するにあたり負荷リストをご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（自家発電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
154	要求水準書	18	2	2.8	(2)	(イ)		自家発電設備（新設）	屋外に自家発電を設置する場合、将来計画や使用用途があることから設置不可な箇所はありませんでしょうか。	現時点では使用用途が決定している場所はありません。 但し、埋設地下配管等の維持管理に支障がない場所を選定してください。
155	要求水準書	18	2	2.8	(2)	(イ)		自家発電設備（新設）	堺市OHより、幹線道路から15m以内にかかる敷地境界の騒音規制は65dB以下と考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりですが、最新の情報については堺市ホームページをご確認ください。
156	要求水準書	18	2	2.8	(2)			自家発電設備（新設）	自家発電設備（新設）の対象負荷、容量、始動方式をご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（受変電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。 容量については、事業者提案範囲となります。 始動方法については、要求水準書を参照してください。
157	要求水準書	18	2	2.8	(2)			自家発電設備（新設）	今回導入する自家発電設備は、非常時にのみ使用されるため、騒音規制の対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、騒音規制の対象外ですが、排気や騒音なども含め、リスク分担表のとおり、事業者が行う業務に起因する住民対応は、事業者になることを留意の上、周辺環境に配慮して下さい。
158	要求水準書	18	2	2.8	(2)			自家発電設備（新設）	新設する自家発電設備は、屋内への設置を基本としますが、設置位置は、既設建築物で活用できる部屋という解釈で、新たに自家発電設備の為に建築物を構築することではないという考えでよろしいでしょうか。 既設建築物で既に検討されている位置がございましたらご提示いただけますでしょうか。	設置場所については、事業者提案の範囲となります。 屋内設置の考えについては、お見込みのとおりですが、建築物を構築することを否定するものではありません。
159	要求水準書	18	2	2.8	(2)			自家発電設備（新設）	周辺環境に配慮して屋外設置型とする場合、目隠しフェンスなどで設備を覆うような視覚的にも配慮をする考えでよろしいでしょうか。	設置場所にもよりますが、一般的に突如た色、形、反射等がなければ、目隠しでは不要と考えます。 なお、排気や騒音なども含め、リスク分担表のとおり、事業者が行う業務に起因する住民対応は、事業者になることを留意の上、周辺環境に配慮して下さい。
160	要求水準書	18	2	2.8	(2)			岩室配水場 自家発電設備	自家発電設備の対象負荷について、実施方針等に関する技術対話の内容及び質問・意見書の回答にて入札説明書等で示す予定との事でしたが記載が見当たりませんでした。 対象負荷についてご教示頂けないでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（受変電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
161	要求水準書	18	2	2.8				岩室配水場	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間のケーブルは流用可能と考えますでしょうか。	お見込みのとおりです。
162	要求水準書	18	2	2.8				岩室配水場	今回更新する各盤～既設盤、既設機器間の既設流用ケーブルにて更新後の盤配置により余長が足りない場合、ジョイントや中継端子台にて延長することが可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者負担の中で実施してください。なお、更新対象盤間のケーブルは更新するものとします。
163	要求水準書	18	2	2.8				岩室配水場	別紙131～33ページにて運転操作設備が今回更新と記載されています。機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	ポンプの停止可能時間が3時間であることに配慮してください。詳細については契約締結後の協議で提示します。
164	要求水準書	18	2	2.8				岩室配水場	電気設備を1階事務室に配置可能と考えますでしょうか。	配置は可能ですが、建築基準法、消防法など関係法令遵守のための改修費用は事業者負担とします。
165	要求水準書	19	2	2.8	(3)	(ア) (イ)		送水ポンプ設備（更新）	平常時と非常時に吐量と揚程がそれぞれ記載しているが、選定するポンプ機種によっては両方の仕様を満たさない可能性があります。この場合は平常時の仕様を優先とし、非常時は記載仕様に近い仕様と考える方がよろしいでしょうか。また、非常時の頻度をご提示いただけますでしょうか。	要求水準書の性能を満たす必要があります。 現時点では、非常時の頻度は4～5回/年を想定しています。
166	要求水準書	19	2	2.8	(3)	(ウ)		送水ポンプ設備（更新）	台数構成は3台で1台予備との記載について、水位により2台同時運転を想定しているのかご提示いただけますでしょうか。	状況によっては2台同時運転も想定しています。
167	要求水準書	19	2	2.8	(3)			送水ポンプ設備（更新）	(3)に示す(ア)から(ウ)の条件を満たした設計をすれば、本揚水ポンプにおける水撃検討は不要と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、事業者提案の検討として水撃作用対策導入を否定するものではありません。
168	要求水準書	19	2	2.8	(3)			送水ポンプ設備（更新）	ポンプや配管の更新後に機器の洗浄、配管の洗管、試運転が必要と考えます。排水の放流可能場所やその水質についてご提示いただけますでしょうか。また、ポンプの試運転は各配水池へ送水しながら実施する、または、別途送水管ドレンから排水するなど基本思想についてご提示いただけますでしょうか。また、その場合の排水量もご提示いただけますでしょうか。配水池に送水可能とする判断は貴市にて実施いただけるものと考えますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。 送水可能な判断は本市が行います。
169	要求水準書	19	2	2.8	(3)			送水ポンプ設備（更新）	送水ポンプ据付後の運転確認などで排水先等をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
170	要求水準書	19	2	2.8	(3)			送水ポンプ設備（更新）	平常時、計画水量21.0m3/分と記載がありますが、この水量は送水ポンプ2台分と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
171	要求水準書	19	2	2.9	(1)	(ア)		流入弁の電動化について	弁仕様や作業時の運用条件等の記載がありませんので、既設流入弁φ600バタフライ×2台を用いての電動化をお考えかと存じますが、既設の製造銘板を確認させていただいたところ、操作機：日本ギア工業(株)製、弁部：若島工業(株)製であり、既設バルブの電動化は、メーカーによって軸径等の構造が異なるため、既設バルブメーカーへの依頼が必要となりますが、若島工業(株)は現在廃業していることが判明いたしました。 要求水準書の記載では、バルブ流用による電動化と読み取れますが、対応先を想定されるバルブメーカー等をご教示願いたします。	電動化は、バルブアクチュエーターメーカーによる対応を想定しておりますが、詳細は事業者の提案内容となります。 なお、バルブアクチュエータ等が地上に出ても構いませんが、手動操作にも対応できるような高さを配慮ください。
172	要求水準書	19	2	2.9	(1)	(ア)		流入弁（高池）（更新）	「高池への流入弁φ600（バタフライ弁）×2台を電動化すること。」とありますが、弁体を更新するにあたり2池ある配水池のうち1池を休止できると考えてよろしいでしょうか。もしくは連通弁などがあり片方のバルブを閉めると、もう一方のバルブにて運用可能と考えてよろしいでしょうか。	1池の休止は基本的には可能ですが、時期、期間等詳細については協議によるものとします。 連通弁はありません。
173	要求水準書	19	2	2.9	(1)			流入弁（更新）	手動弁の電動化では、機器保護として過負荷防止措置を計画するため既設弁メーカーからトルク値など詳細な仕様を公開頂きたく存じます（想定で設定した場合、弁故障の可能性がります）。公開不可もしくは資料不在などで発注者と事業者との協議によって、新規に弁を設置して対応せざるを得なくなった場合は契約金額の変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	電動化は、バルブアクチュエーターメーカーによる対応を想定しておりますが、詳細は事業者の提案内容となります。 なお、バルブアクチュエータ等が地上に出ても構いませんが、手動操作にも対応できるような高さを配慮ください。
174	要求水準書	19	2	2.9	(1)			流入弁（高池）（更新）	流入弁の電動化に伴い、市側の負担で既設電源盤から電源を取り出す機能増設を実施して頂けると考えますでしょうか。	事業者の事業範囲となります。

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
175	要求水準書	19	2	2.9	(2)			流入制御弁（高池及び超高池）（将来新設）	「流入制御弁を将来設置予定であるため、水運用管理システムの設計に際して配慮すること」と記載がありますが、入出力装置に将来用の信号取り込みスペースを設けることと考えますよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。通信項目として、取り込み信号の割り付けをしておき、システムの改修費が発生しないようにして下さい。
176	要求水準書	19	2	2.10	(1)	(カ)		自家発電設備（更新）	既設発電機撤去後の位置へ設置する場合、時期や期間を市側と協議した上で、更新時は自家発電設備によるバックアップが不可となる考えでよろしいでしょうか。	仮設発電機の設置などにより、自家発電設備による給電が不可能となる時間を極力短くできるような事業者提案を求めます。
177	要求水準書	19	2	2.10	(1)	(カ)		自家発電設備（更新）	周辺環境に配慮して屋外設置型となる場合、目隠しフェンスなどで設備を覆うような視覚的にも配慮をする考えでよろしいでしょうか。	設置場所にもよりますが、一般的に突如な色、形、反射等がなければ、目隠しでは不要と考えます。 なお、排気や騒音なども含め、リスク分相表のとおり、事業者が行う業務に起因する住民対応は、事業者になることを留意の上、周辺環境に配慮して下さい。
178	要求水準書	19	2	2.10	(1)			自家発電設備（更新）	今回導入する自家発電設備は、非常時にのみ使用されるため、騒音規制の対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、騒音規制の対象外ですが、排気や騒音なども含め、リスク分相表のとおり、事業者が行う業務に起因する住民対応は、事業者になることを留意の上、周辺環境に配慮して下さい。
179	要求水準書	19	2	2.10	(1)			自家発電設備（更新）	更新する自家発電設備の対象負荷、容量、始動方式をご提示いただけますでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（受変電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。 容量については、事業者提案範囲となります。 始動方法については、要求水準書を参照してください。
180	要求水準書	19	2	2.10	(1)			陶器配水場 自家発電設備	自家発電設備の対象負荷について、実施方針等に関する技術対話の内容及び質問・意見書の回答にて入札説明書等で示す予定との事でしたが記載が見当たりませんでした。 対象負荷についてご教示頂けないでしょうか。	入札説明書等で示す予定でしたが、閲覧資料（受変電設備の対象負荷資料と同等です）として提示しました。該当資料は、再度、閲覧可能とします。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。なお、別紙1 44/48の晴美台1350系流入弁の表現を修正します。
181	要求水準書	19	2	2.10				陶器配水場	別紙1 44/48ページにて低圧設備も今回更新と記載されています。機器および設備毎の停止可能時間をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
182	要求水準書	20	2	2.11	(1)	(ア)		減圧弁等（更新）	既設減圧弁の電動機容量が変更することに伴う、既設経路機器の機能増設は貴市の負担で実施して頂けると考えますよろしいでしょうか。	事業者の事業範囲となります。
183	要求水準書	20	2	2.11	(1)			減圧弁等（更新）	既設減圧弁φ250×1台、φ500×2台の更新ですが、各系統の配管を停止させた後に更新が必要です。更新の順番や停止時間や更新における基本意思をご提示いただけますでしょうか。	契約締結後の協議で提示します。
184	要求水準書	20	2	2.11	(1)			減圧弁等（更新）	更新対象の配管3本（φ250×1、φ500×2）の既設運用および更新後（φ500×3）の運用案についてご教示ください。 例：φ250×1とφ500×1は常用、φ500×1は予備、あるいは3本常用など。	要求水準書別紙3のとおり、φ500減圧弁3台のうち1台は予備（通常は2台で運用）となります。
185	要求水準書	20	2	2.12	(1)	(オ)		水質モニター（更新）	収納壁仕様の記述がありますが、別紙37～43ページの注記に「水質モニター以外については既設運用もしくは再利用するものとする」と記載があります。新壁を製作せずに既設利用する考えでよろしいでしょうか。	要求水準書別紙1 29/48に示す更新対象となっている水質モニターは、モニター壁を含め収納機器も更新としてください。なお、引込柱、ケーブル等、水質モニター壁以外については、流用、再利用していただいて構いません。
186	要求水準書	20	2	2.12	(1)			水質モニター（更新）	別紙2ページのシステム構成図にINSネットで接続されている大保、城山台、桃山台、丈六、横塚台岩室高地系の5箇所の水質モニターは収納壁、水質モニターは既設利用し、伝送装置のみ更新と考えますよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
187	要求水準書	23	3	3.1	オ	(4)			「工事期間中の汚水、雑排水及び雨水排水は事業者において対応すること。」と記載がありますが、この対応とは排水水質基準に遵守すべく適切な処理を行い排水を行うこととの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
188	要求水準書	23	3	3.1	カ			環境対策	建屋の改造にあたり、アスベスト調査が必要な機場をご教示ください。	資料閲覧で提示できておりませんでしたので、改めて資料閲覧を実施します。※資料閲覧【2回目】の案内については本回答の最終ページをご覧ください。
189	要求水準書	23	3	3.1		オ		工事現場管理に必要な人員	工事現場管理に必要な人員は、建設業務を受託する構成企業にて選任し、事業者への出向は不要と考えますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
190	要求水準書	25	4	4.1	イ	(3)		更新・新設対象外設備の保守点検	更新・新設対象外設備の修繕のうち、貴市の都合により事業者の初期対応が長期化する等、事業者に過度な負担が生じた場合、協議の場を設けていただくことは可能でしょうか。	初期対応は事業者の負担です。 事業期間中に協議には応じます。
191	要求水準書	25	4	4.1	イ	(3)		更新・新設対象外設備の保守点検	更新・新設対象外設備の修繕のうち、令和6年度以降に貴市が実施を予定している修繕及び更新の計画についてご提示いただける理解でよろしいでしょうか。	令和6年度、令和7年度の工事情報については、堺市ホームページでご確認下さい。 令和8年度以降は、本事業契約後にその都度提示します。
192	要求水準書	26	4	4.1	(3)			保守点検業務（更新・新設対象設備）	陶器配水場の自家発電設備は令和13年度末までの引渡となりませんが、引渡しまでの当該自家発電設備の保守点検業務は貴市が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P34に記載のとおり、保守点検業務は本業務に含まれております。
193	要求水準書	26	4	4.1	カ	(1)		業務責任者の配置	業務責任者について、その責務等を満たす状況であれば、配水管理センター等に常駐する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書に記載のとおり、業務責任者は運転責任者、監視責任者及び保守点検を実施する者等と常に連絡が取れる状態にしておく必要があります。
194	要求水準書	26	4	4.1	カ	(1)		業務責任者の配置	維持管理の業務責任者は、維持管理業務を受託する構成企業にて選任し、事業者への出向は不要と考えますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
195	要求水準書	27	4	4.2	ア	(1)		水運用管理システムの運転	「24時間安全かつ安定した送配水を行うために市内にある配水施設の監視、運転操作（次亜塩素酸注入操作含む）、記録、故障対応（初期対応）、緊急時の対応業務（建設工事、修繕工事、点検作業に伴う機器・設備の切り替え及びその他の対応運転を含む）を行うこと。」と、記載がありますが、過去の頻度を参考としてご教示願います。	運転管理業務における故障対応や緊急時対応は、不定期対応となります。 定期的な運転操作としては、送水ホップ2台運転 1回/月/送水系統・流量計点検に伴う電動弁制御モード切替 1回/年/1台などが定期的な対応となります。
196	要求水準書	27	4	4.2				運転管理業務	「水運用管理システムでの監視が必要であるため、少なくとも令和11年度までは旧水運用管理システムの運転管理も業務の対象とする。」とありますが、旧水運用管理システムの通信費、システム利用料等の運用費用は本事業の範囲外であるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
197	要求水準書	27	4	4.2				運転管理業務	旧水運用管理システムの通信費、システム利用料等の運用費用が本事業に含まれる場合は、過去3年の費用実績をご開示いただけますでしょうか。	旧水運用管理システムの通信費、システム利用料等は本事業に含まれません。
198	要求水準書	28	4	4.2	ア	(5)		運転監視履歴などのバックアップ作業	運転監視履歴などのバックアップ作業とは具体的にどのような作業なのかご教示いただけますでしょうか。	現行の水運用管理システムでは、定期的に手動で運転監視履歴のバックアップを取得する必要があります。新水運用管理システムでは自動的にバックアップの取得が可能であれば、作業は不要です。
199	要求水準書	28	4	4.2	エ	(1)		日誌、日報、月報等の機業作成及び整理	市指定の様式による業務日誌について、様式を具体的にご教示いただけますでしょうか。	事業者による維持管理業務の提案も考慮し、事業契約締結後に協議の上、業務日誌の様式を決定するものとします。
200	要求水準書	29	4	4.2	キ	(4)		ユーティリティ	水道、下水道、電気、通信費、ガスの記述はありますが、それ以外のユーティリティ（燃料、薬品等）の記述がございません。本業務に含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
201	要求水準書	29	4	4.2	キ	(1)		現状の体制（別紙6）	「現状の体制は別紙6」とあり、人数の記載があります。別紙6も要求水準書の一部と考えられるため、記載の人数より少ない提案をする場合、「要求水準を満たしていない」として失格となるのでしょうか。	要求水準書には「運転管理を行うものが急務となった場合、異変発生時の初期対応を実施する場合などにおいてもこの体制を維持すること」と明記しており、別紙6はそれらを満たす最小構成と考えております。記載の人数より少ない提案をする場合、要求水準を満たしている根拠を示してください。
202	要求水準書	29	4	4.2	キ	(2)		運転責任者	運転責任者は、維持管理業務を受託する構成企業にて選任し、事業者への出向は不要と考えますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
203	要求水準書	30	4	4.3	イ	(2)	(イ)	第一種特定製品	「第一種特定製品の簡易点検を3か月1回実施」とありますが、定期点検が必要となる設備は存在しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	要求水準書	31	4	4.3	イ	(2)	表7	巡回回数	※1水質モニター-異常時による現場確認の初期対応については随時発生対応とありますが、他の業務を中断して水質モニターの一次対応を行う解釈でいいのでしょうか	異常内容にもよるため、市が連絡を受け判断・指示するものとします。 なお運転管理業務にも初期対応が含まれるため、いずれかの業務としてモニターの一次対応を実施するものとします。
205	要求水準書	32	4	4.3	エ			オイル交換	オイル交換で使用するオイルは、要求水準書第4章4.3カ)1)に記載してある貴市が支給する材料に含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
206	要求水準書	32	4	4.3	オ	(12)		その他の業務	補助従事作業について、監視責任者は貴市から直接指示を受けて作業することと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
207	要求水準書	32	4	4.3	カ	(6)		公園緑道での車両	貴市に承認を受けるために必要な費用はないとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
208	要求水準書	32	4	4.3	カ	(5)		道路使用許可	警察署の道路使用許可を受けた実績をご教示いただけますでしょうか。	現運転管理・配水施設巡視点検業務においては、南堺警察署に30日毎に申請し、許可を得ています。
209	要求水準書	32	4	4.3	カ	(2)		現状の体制（別紙6）	業務時間（全日（平日休日及び年末年始を含む））とありますが、監視責任者及び巡回従事者の配置は全日（365日）必要なのでしょうか。	必ずしも全日の配置が必要ではありません。
210	要求水準書	32	4	4.3	キ			監視責任者	異なる施設の巡視点検を実施する場合、それぞれに監視責任者が必要になりますでしょうか。例えば、例えば家原中配水場、浅香山配水場、陶器配水場を同日に別々で巡視点検する場合、最低3名の監視責任者が必要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P32記載の監視責任者の責務が全てできる人数を配置してください。 例えば、同日に3施設それぞれで酸濃度測定が必要な場合などは、お見込みのとおり最低3名の監視責任者が必要となります。
211	要求水準書	32	4	4.3	カ	(3)		監視責任者	監視責任者は、維持管理業務を受託する構成企業にて選任し、事業者への出向は不要と考えますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
212	要求水準書	33	4	4.4				保守点検業務(更新・新設対象設備)	保守点検とは巡視点検業務で記載されている作業以外に、専門的な技術を要するメーカー等による点検、整備および修繕であるとの認識でよろしいでしょうか。	更新・新設対象設備の保守点検業務については、事業期間中の性能維持に必要な点検、整備及び修繕を提案して下さい。

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
213	要求水準書	33	4	4.5				保守点検業務(更新・新設対象外設備)	保守点検実績(別紙9)の内容から過年度の実績は「浅香山配水場ほか計装設備保守点検業務」が該当すると見做します。同業務の目的を踏まえ、水運用管理システムの計測データを用いた、より効率的な保守点検(点検内容、頻度等)を提案するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
214	要求水準書	33	4	4.5				保守点検業務(更新・新設対象外設備)	計装設備の記載のみとなっていますが、更新・新設対象外設備のポンプ・モーター保守点検業務、受電設備保守点検業務は貴市で実施されたとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P34に記載のとりと特別高圧受電設備、高圧受電設備、自家発電設備は本業務に含まれます。
215	要求水準書	34	4	4.6	(イ)	(3)		高圧受電設備	更新・新設対象外設備の修繕は貴市で対応いただきますが、事業者は電気事業法上の「維持・管理の主体」に該当し、みなし設置者になることが可能との認識でよろしいでしょうか。	SPCを構成する維持管理業務を担う構成員がみなし設置者となることが可能との認識です。
216	要求水準書	34	4	4.6	(イ)	(3)		自家発電設備	更新・新設対象外設備の修繕は貴市で対応いただきますが、事業者は電気事業法上の「維持・管理の主体」に該当し、みなし設置者になることが可能との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
217	要求水準書	34	4	4.6	(ウ)			自家発電設備	移動電源車の点検については、車両の点検も含まれるのでしょうか。また、移動せずに点検を行うことが可能でしょうか。	車両点検は市で実施します。 通常は家原寺配水車庫に保管されているため、庫外への移動が必要です。
218	要求水準書	34	4	4.6	(イ) (ウ)	3)		自家用電気工作物 保安管理業務	特高以外の高圧受電設備および自家発電設備については「電気主任技術者は事業者が配置すること。なお、みなし設置者として協力企業に再委託も可能とする。」とありますが、外部委託先ではなく「みなし設置者」扱いとの理解でよろしいでしょうか。	SPCを構成する維持管理業務を担う構成員がみなし設置者となることが可能との認識です。
219	要求水準書	34	4	4.6	(ウ)	(6)		自家発電設備	現在実施されている「予防保全のため、性能及び機能維持のための点検」の点検内容と点検結果をご教示いただけますでしょうか。	資料閲覧でご覧いただいたとおりです。
220	要求水準書	34	4	4.6	(ウ)	(6)		自家発電設備	現在実施されている「予防保全のため、性能及び機能維持のための点検」に移動電源車の車両に対する点検は本事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	車検などの車両点検は市で実施します。
221	要求水準書	34	4	4.6	(ウ)	(6)		自家発電設備	「予防保全のため、性能及び機能維持のための点検を保安規程に基づき月次点検及び年次点検とは別に実施すること。」とありますが、別とはメーカー点検および整備と理解してよろしいでしょうか。また、現状の点検計画があればご提示いただけますでしょうか。	メーカー又は専門の技術を要する業者による自家発電設備の点検を想定しています。既設自家発電設備の修繕は本事業に含まれません。
222	要求水準書	34	4	4.6	(ウ)	(2)		移動電源車	自家用電気工作物保安管理業務対象の自家発電設備は別紙10とし、岩室配水場の自家発電設備の設置までは、移動電源車も対象とする。とあります。岩室配水場に自家発電設備が新設され令和11年度に引き渡されましたら、移動電源車の点検は対象外としてよいでしょうか	岩室配水場自家発電設備は令和12年度引渡しのため、引渡し以降の移動電源車の点検は不要です。
223	要求水準書	34	4	4.6	(ウ)			自家発電設備	実負荷運転で消費される燃料は、貴市の負担との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
224	要求水準書	35	4	4.7	(ア)	(2)		準備業務	「事業者は、準備期間中に既事業者から、業務の引継ぎを受けること。」とありますが、引継ぎに関しては、技術継承も考慮して、市・既事業者及び事業者の三者で実施するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
225	要求水準書	35	4	4.7	(ウ)	(1)		施設の状態	「更新・新設対象設備は事業期間終了時において要求水準を満足することを確認し、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態(事業期間終了後1年以内に修繕を要することのない状態)とする。」とあります。1年以内に修繕を要するかどうかは、後継者の維持管理方法に依存すると考えます。 そのため、下記のとおり変更していただけないでしょうか。 「更新・新設対象設備は事業期間終了時において要求水準を満足することを確認し、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態とする。事業期間終了後1年以内に要求水準を満足できなくなった場合は、事業者で修繕等を行い、機能回復を行うものとする。」	要求水準書のとおりとします。
226	要求水準書	35	4	4.7		ウ)		施設の状態	「事業期間終了後1年以内に要求水準を満足できなくなった場合は、事業者で修繕等を行い、機能回復を行うものとする。」とあります。実施方針の質問回答では、「事業者において、抗弁としての「事業者は帰責性がないこと」の主張、立証責任を負うと考ます。」とありますが、一旦は貴市で事業者の帰責性を立証し、必要に応じ、それに対する抗弁として事業者に帰責性があることを立証するという理解でよろしいでしょうか。	本市としては、「要求水準を満足できなくなったこと、要求水準が満足できなくなった時点が事業期間終了後1年以内であること」は主張・立証しますが、「事業者に帰責性がないこと」の主張、立証責任は事業者によるものと考えます。
227	要求水準書	別紙10						自家用電気工作物 一覧表	貴市で保有されている給電用保護具等の使用は可能でしょうか。 可能である場合は、絶縁用保護具等の定期自主検査は貴市で実施し、管理されたとの理解でよろしいでしょうか。	ヘルメット、ゴム手袋、ゴム長靴、検電器は事業者で用意してください。盤内収納の絶縁操作棒は使用可能とします。 別紙10記載の給電保護具等は自主検査の対象とします。併せて、要求水準書に浅香山配水場の点検対象保護具等を追記修正します。
228	要求水準書	別紙1	10/48					菅生配水池 全体平面図	大阪広域水道企業団からの受水管に不漏水でとる新規配管ルートは事業者の提案で変更することは可能でしょうか。	必要な機能が確保され、地上露出部が北応急給水塔を利用した応急給水活動(給水タンク車の進入、転回等)に支障がなければ提案可能とします。
229	要求水準書	別紙1	11/48					菅生配水池 中区加圧系ポンプ棟機器設備配管図	更新後のポンプ配置について、既設の配置に対して異なる配置としてもよろしいでしょうか。	3台のポンプを並列に配置していただければ、号機の振り番は昇順でも降順でもよいものとなりますが、既設監視画面やグラフィックパネルの表示も必要であれば修正ください。
230	要求水準書	別紙1	15/48					菅生配水池 高区加圧系ポンプ棟機器設置図	№4高区加圧系配水ポンプは基礎のみとなっていますが、当該箇所を今回更新するポンプの設置場所として利用することは可能でしょうか。	可能です。
231	要求水準書	別紙1	15/48					菅生配水池 高区加圧系ポンプ棟機器設置図	更新後のポンプ配置について、既設の配置に対して異なる配置としてもよろしいでしょうか。	3台のポンプを並列に配置していただければ、号機の振り番は昇順でも降順でもよいものとなりますが、既設監視画面やグラフィックパネルの表示も必要であれば修正ください。
232	要求水準書	別紙1	16/48					参考図(浅香山配水場一般平面図)	№1,2配水池の取り壊し工事において躯体含め杭も撤去されていると考えてよろしいでしょうか。	旧№1、№2配水池の躯体や杭は残っています。
233	要求水準書	別紙1	17/48					浅香山配水場 ポンプ棟1F 平面図	更新後のポンプ配置について、既設の配置に対して異なる配置としてもよろしいでしょうか。	3台のポンプを並列に配置していただければ、号機の振り番は昇順でも降順でもよいものとなりますが、既設監視画面やグラフィックパネルの表示も必要であれば修正ください。
234	要求水準書	別紙1	17/48					浅香山配水場 ポンプ棟1F 平面図	№1,2,4配水ポンプの設置場所以外として№3,5配水ポンプの設置場所は基礎のみとなっていますが、当該箇所を今回更新するポンプの設置場所として利用することは可能でしょうか。	可能です。
235	要求水準書	別紙1	19/48					浅香山配水場 監視塔平面図	流入弁・次重操作盤、配水ポンプ操作盤からの操作することはあるのか？	通信機器やシステムに不具合が発生した際に現地に操作を行う可能性があります。
236	要求水準書	別紙1	2/48					水運用管理システム構成図	「岩村配水場監視盤」や「桃山台配水監視盤」、「浅香山配水場の高架配水池監視盤」にはグラフィックパネルがありますが、システム更新後の機器点検の際のためにグラフィックパネル機能を停止することについては提案範囲と考えてよろしいでしょうか。	グラパネ表示部(配管図、計測値表示)のみを同等機能の別提案で実現し、監視盤のその他の機能(故障表示や機器操作機能など)が残されるのであれば良いものとします。
237	要求水準書	別紙1	2/48						システム構成図の浅香山には各配水ポンプや受電機に対してコントローラを実装されているような記載があります。別紙2/48に記載の範囲を更新するにあたり、これらのコントローラも更新または改造する必要が出てまいります。その判断は入札者の提案によるとの理解でよいでしょうか。改造する場合は受注者の責任との理解でよいでしょうか。	今回、別紙1 22/48において、浅香山配水場で更新対象となっている、配水ポンプコントローラ盤等は、実装されているコントローラも含めて更新の対象となりますが、機能の実現するにあたり、再度コントローラを実装するか、ハード回路で構成するかは事業者提案とします。
238	要求水準書	別紙1	2/48						システム構成図の配水管理センター内の更新範囲について、桃山台配水場水力発電設備のTM装置及び監視装置が更新範囲に含まれていますが、水力発電設備側は今回更新範囲ではありませんので、TM装置及び監視装置についても、更新範囲外との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 配水管理センターの桃山台配水場小水力発電監視設備は現存しないため、要求水準書別紙1 2/48を修正します。
239	要求水準書	別紙1	22/48						システム構成図の更新範囲について、次重操作盤が含まれておりますが、他配置図等には出てきておりません。 今回、更新範囲外との理解でよいでしょうか。 更新の場合、配置図や次重機械設備資料のご提供をお願いいたします。	浅香山次重操作盤(増水井と高架配水池)は、今回の更新対象外とします。 要求水準書別紙1 22/48 を修正します。
240	要求水準書	別紙1	25/48					桃山台配水場 ポンプ棟1階平面図	自家発電室から受電室に改造した際、杭は残置されていると考えてよろしいでしょうか。	杭の撤去は行っていないです。
241	要求水準書	別紙1	3/48					配水管理センター1階平面図(水運用システム)	水運用システムの新旧併用期間があるため、書庫パーティションを撤去して新システムを仮設してもよいのか。 また、旧システムを撤去後パーティションを復旧する必要があるか？	最終的にパーティションを現状復旧していただければ、よいものとします。なお、仮設に伴い、市立会館のものと、保管書類を別の場所へ移していただきます。
242	要求水準書	別紙1	3/48					配水管理センター1階平面図(水運用システム)	既設水運用管理システムでは局本庁舎に配水管理センターと同等機能のLDD監視装置が設置されていると認識しています。更新後も配水管理センターと同等のLDD監視装置が要求水準でしょうか。 局本庁舎におけるLDD監視装置の設置目的および運用方法をご教示願います。	局庁舎へのLDD監視装置の設置は要求水準ではありません(既設の撤去は必要です)。 現システムでは、漏水事故時の流量確認等に使用しています。
243	要求水準書	別紙1	9/48					参考図(菅生配水池場内配管図)	中区加圧系ポンプの更新範囲は、1次側手動切弁と2次側手動切弁の間でよろしいでしょうか(No.1ポンプだとPV50～PV51の間)。別紙11/148図面の赤枠範囲と範囲が異なっていますか、更新範囲は19/48が正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書別紙1 11/48を修正します。
244	要求水準書	別紙1	9/48					参考図(菅生配水池場内配管図)	高区加圧系ポンプの更新範囲は、1次側手動切弁と2次側電動切弁の間でよろしいでしょうか(No.1ポンプだとPV10～EV10の間)。別紙115/48図面の赤枠範囲と範囲が異なっていますか、更新範囲は19/48が正と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書別紙1 9/48において、図示されている高区加圧配水ポンプの更新範囲に加え、電動吐出用EV10、EV20、EV30 も更新対象とします。 別紙1 9/48及び15/48を修正します。
245	要求水準書	別紙2	3～9					菅生配水池 配水能力増強整備等	本資料では、中区加圧系配水ポンプを3台更新後、高区加圧系配水ポンプ3台を更新のご計画ですが、さつき野加圧系を菅生中区加圧系に購入開始前(別紙2項目10)までに中区加圧系と高区加圧系の更新が完了であれば、別紙2資料と異なる更新手順で実施することは可能でしょうか。例：更新中区と高区を交互に更新するなど。	中区・高区配水ポンプの同時更新は可能です。水運用に影響のないよう実施して下さい。
246	要求水準書	別紙6						巡視点検業務	保安員の数については、道路使用許可により1名となる場合でも2名必要でしょうか。また、保安員は資格保持者の配置が必要との理解でよろしいでしょうか。	警察署の判断に従ってください。現状は資格保持者の配置は求められていません。
247	要求水準書								計装設備点検に関して、消耗部品交換(pH電極、測定モジュール等交換)まで本業務に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	更新対象外の水質計装の消耗部品交換(部品調達含む)も本事業の計装設備点検に含むものとします。なお、消耗部品の詳細については資料閲覧でご覧いただいたとおりです。
248	要求水準書								運転管理における既存の運転マニュアル等を開示願います。	契約締結後に提示します。

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
249	事業契約書 (案)	1	1	1	第4条			総則	事業者は、事業者の株主をして、原則として本契約終了日まで事業者の株式を保有させるものとし、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合に限り、その全部又は一部を第三者に対して譲渡その他の処分をさせることができる。とありますが、事業内容が大きく変わるサービス対価Aの業務完了時点でSPCの変更体制をあらかじめ書面でお示しすれば代表企業変更・事業者脱退は可能との理解で宜しいでしょうか	代表企業の変更は認めない方針です。代表企業は建設から維持管理まで、事業期間中を通して事業全体に関与する責務があると考えます。
250	事業契約書 (案)	2	1	1	第5条	4		契約上の地位の譲渡、株式発行等の制限等	第5条第3項に基づき事業者が解散する場合、同条第4項の②の確約書は、債務の引受人の確約書との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
251	事業契約書 (案)	3	1	2	第9条	3		本件施設用地及び本件施設の使用	「本件施設用地等に係る補強等の追加的な支出は、事業者がその責任において費用を負担する。事業者はその費用を市に請求することはできない。」とのことですが、事業用地に瑕疵や貴市が公表した事前開示情報における現場条件との不一致があり、補強等の必要が生じた場合の追加的な支出は貴市に費用の負担を求めることができることとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第23条の手続きに従います。
252	事業契約書 (案)	3	1	2	第11条	3		責任と負担	「貴市の勧告があった場合」とは、事業者が要求水準書等の未達を確認された場合と考えてよろしいでしょうか。仮に要求水準書等は達成しているものの、貴市の勧告があり、事業者が是正措置をする場合は、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書等の未達に限らず、本契約書等に違反していると認められる場合は市からの勧告に従ってください。要求水準書や契約書等から逸脱する勧告の場合は市の負担とします。
253	事業契約書 (案)	3	1	2	第11条	4		責任と負担	市が事業者に生じた増加費用又は損害の一部若しくは全部を負担するものと定める場合において、当該増加費用又は損害には、逸失利益に相当する損害は含まれないとのことですが、事業者側は逸失利益に相当する損害も負担の対象となっていること、対価の減額並びに違約金等のリスクを伴っていることから、公平性の観点から減価における任意減額の損害賠償の範囲に基づき、逸失利益に相当する損害もご負担いただけないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
254	事業契約書 (案)	3	1	2	第14条	1		統括責任者及び業務責任者	統括責任者は特別目的会社の代表企業から選任しなければならないなど選任する上での条件はございますか。	条件はありませんが、適切に事業を統括できる責任者を配置してください。
255	事業契約書 (案)	3	1	2	第14条	1		統括責任者及び業務責任者	統括責任者は建設期間と維持管理期間で交代することは認められますか。	認めます。
256	事業契約書 (案)	3	1	2	第14条	—		統括責任者及び業務責任者	統括責任者は構成企業から選任し、事業者への出向は不要と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
257	事業契約書 (案)	3	1	2	第14条	—		統括責任者及び業務責任者	事業契約書（案）第14条第1項に規定される統括責任者は現場常駐義務はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
258	事業契約書 (案)	3	1	2	第14条	—		統括責任者及び業務責任者	もし統括責任者に現場常駐義務が課される場合、当該業務責任者は同条第3項に規定の維持管理業務責任者との兼任が可能でしょうか。	統括責任者は現場常駐義務がございません。
259	事業契約書 (案)	4	1	2	第14条	2		統括責任者及び業務責任者	施設整備業務統括責任者は設計業務責任者または建設業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	可能ですが、適切に設計と建設業務を統括できる責任者を配置してください。
260	事業契約書 (案)	4	1	2	第14条	2		統括責任者及び業務責任者	施設整備業務統括責任者は構成企業の現場代理人が兼務することは可能でしょうか。	可能ですが、適切に設計と建設業務を統括できる責任者を配置してください。
261	事業契約書 (案)	4	1	2	第14条	2		統括責任者及び業務責任者	施設整備業務統括責任者は現場常駐義務はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
262	事業契約書 (案)	4	1	2	第14条	2		統括責任者及び業務責任者	記載の「施設整備統括責任者」は、P41「施設整備業務（建設業務等）関連」に記載の「現場代理人」もしくは「監理技術者」が兼務可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。なお、本事業では現場代理人の配置は必須ではありません。
263	事業契約書 (案)	4	1	2	第14条	2		統括責任者及び業務責任者	記載の「施設整備業務統括責任者」と設計業務及び建設業務の「各業務責任者」は兼務可能と考えてよろしいでしょうか。	可能ですが、適切に設計業務と建設業務を統括できる責任者を選任してください。
264	事業契約書 (案)	4	1	2	第14条	—		統括責任者及び業務責任者	施設整備業務統括責任者並びに設計業務及び建設業務の各業務責任者は、構成企業から選任し、事業者への出向は不要と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
265	事業契約書 (案)	4	1	2	第14条	—		統括責任者及び業務責任者	維持管理業務責任者、運転責任者及び巡回責任者は、構成企業から選任し、事業者への出向は不要と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
266	事業契約書 (案)	4	1	2	第14条	—		統括責任者及び業務責任者	本条項に①「統括責任者」と②「施設整備統括責任者」及び③「維持管理業務責任者」とありますが、②もしくは③の責任者の①を兼務可能と考えてよろしいでしょうか。	可能ですが、適切に業務を統括できる責任者を選任してください。
267	事業契約書 (案)	4	1	2	第14条	—		統括責任者及び業務責任者	記載の「統括責任者」は現場常駐の必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
268	事業契約書 (案)	4	1	2	第15条	—		関係者協議会	関係者協議会の協議事項、構成その他の事項に関する詳細は、市と事業者が協議して定めるとご意見を、この協議はどのタイミングでどれくらいの頻度で行うことを想定されていますでしょうか。	少なくとも別紙7に示すモニタリングに係る関係者協議会（会議）は想定されます。各種計画書の作成、確認段階で詳細を決定する予定です。 なお、モニタリングの記載内容との整合を図るため、別紙1を一部修正します。
269	事業契約書 (案)	4	1	2	第16条	—		関係者協議会における協議が整わなかった場合	「・・・関係者協議会における協議が整わなかった場合、最終的な決定権は市が持つこととする。」とありますが、要求水準書及び事業者が提出する提案審査書類の内容を逸脱する場合は、サービス対価の変更等の協議をさせていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
270	事業契約書 (案)	4	1	2	第16条	—		関係者協議会の期限	「関係者協議会における協議が整わなかった場合、最終的な決定権は市が持つこととする。」とあるが、市が決定するまで期間はどのくらいでしょうか。	協議される事項によると考えられるため、一概には言えません。
271	事業契約書 (案)	4	1	2	第17条	—		本契約等書類間の適用順位	本契約、基本協定書、入札説明書、要求水準書、提案書類、実施方針、質問及び回答書について、書類の適用順位をお示しいただけますでしょうか。	要求水準書第17条に記載のとおりです。
272	事業契約書 (案)	4	1	2	第18条	—		契約保証金	第18条第2項の規定により、契約保証金の納付に代えて、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第30条の2第6号の工事履行保証契約契約不適合である場合において、当該目的物に係る契約不適合を保証する特約を付したものに限る。」を締結する場合、これはSPCとして締結することを想定されていますでしょうか。もしくは、該当の工事を遂行するSPC構成企業が締結することを想定されていますでしょうか。	SPCとしての締結を想定しています。
273	事業契約書 (案)	4	1	2	第18条	—		契約保証金	サービス対価AB共に100分の10の保証金納付とありますが、本事業は長期間の事業であり、保険会社が一括でサービス対価Bの期間の履行保証・ボンドを掛けることが出来ないことと回答がありました。保証期間を最大契約期間とし、以降はその保証期間が切れる直前に再度保証を掛けることで問題御覧いませんかでしょうか。不可の場合、保険会社へご教示お願い致します。	適切に保証が担保されているれば構いません
274	事業契約書 (案)	4	1	2	第18条	—		契約保証金	保証期間について、サービス対価Aの保証期間は事業契約から令和14年3月31日まで、サービス対価Bの保証期間は令和9年4月1日から令和26年3月31日までと認識しています。問題ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
275	事業契約書 (案)	4	1	2	第18条	—		契約保証金	サービスAについて、第18条では「契約不適合である場合において、当該目的物に係る契約不適合を保証する特約を付したものに限る。」と記載があり、「瑕疵または契約不適合責任保証特約条項」の付帯が必要です。 第60条では、引き渡し2年以内までは賠償請求期間であると読み取れますが、当該特約期間は2年でお間違いないでしょうか。	契約不適合責任期間は、第60条第4項で原則2年以内ですが、第60条第8項が適用される場合は、最大10年間となります。
276	事業契約書 (案)	4	1	2	第18条	—		契約保証金	サービスBは維持運営業務であること、違約金規定の記載から、本来履行保証保険の定額、てん補方式に限定されるはずですが、事業契約書第18条2項の規定連れ何か何の理由で履行保証保険が代替手段の選択肢から外れています。 そのため、サービスBにかかる保証は履行保証保険（契約不適合を保証する特約が不要なもの）で問題ないでしょうか。	第18条第4項をご参照ください。
277	事業契約書 (案)	5	1	2	第20条	2		構成企業及び構成企業以外の者の使用	事業契約書（案）第20条2項に、「・・・市の事前の承諾を得て、本件業務の一部を構成企業から協力企業に委託等を行うことができる。」との記載がありますが、例えば主たる業務のみ「協力企業委託契約」を締結し、軽微もしくは予め事業者が任意で設定した業務等については事業者任意の注文書等の発行により代用させていただくことは可能でしょうか。	構成企業から協力企業への委託等については、市の建設工事契約同様、資材、原材料の購入契約も想定しているため、注文書等による契約も可能です。ただし、注文書という形式であっても、これらの合意により成立する「契約」ではありませんので、第20条第2項の資料の提出義務や市の承諾を要する等の規律は及びますが、市がその必要がないと認めるものは、この限りでないこととします。 これを明確にするため、第20条の2、別紙1を修正します。 また、基本協定書（案）の第6条の3において、「配水管理センター（水運用管理システム）整備業務」（「配水管理センター（水運用管理システム）整備業務（LCD監視制御装置や現場側のコントローラ等、制御に係る部分の水運用管理システム設計、機器製作、試運転等のシステム構築に限る）」に修正します。
278	事業契約書 (案)	5	1	2	第20条	—		構成企業及び構成企業以外の者の使用	事業計画書に記載の協力企業は既に貴市の確認を受けているはずなので（事業契約第27条第1項）、事業計画書に記載の協力企業に対して構成企業から業務を委託する場合は、改めて書類等を出して貴市の事前承諾を受けることは不要とし、貴市に対する通知するのみで足りるものにしていただきますでしょうか。	事業計画書に協力企業を記載いただいたとしても、協力企業委託契約書案などの書類を持って協力企業の承諾を行うため、事業契約書（案）に記載のとおりとします。
279	事業契約書 (案)	6	1	2	第20条	—		構成企業及び構成企業以外の者の使用	「やむを得ない特段の合理的な理由を示す資料」とありますが、協力企業に委託等を行う場合は、やむを得ない特段の合理的な理由が必要という理解でよろしいでしょうか。少し過大ではないかと思われますので、可能であれば当該記述の削除をお願いできないでしょうか。	「やむを得ない特段の合理的な理由を示す資料」は、第20条の2の1～2行目の論調に合わせ「本契約上の債務の履行に支障がないことを示す書類」に修正します。
280	事業契約書 (案)	6	1	2	第20条	—		構成企業及び構成企業以外の者の使用	事業者から協力企業への直接の業務の委託等が必要となる場合も考え得るところ、このような委託等も第20条第2項の要件のもと認められますでしょうか。	事業者から協力企業への直接の業務の委託等はできません。
281	事業契約書 (案)	9	2	1	第29条			施設整備業務のモニタリング	貴市が行うモニタリングは業務進捗の段階に応じて行われるものなのでしょうか。または第44条1項に記載されている毎月一定日に開催されるものなのでしょうか。モニタリングの開催要領は第15条の関係者協議会で協議されるものでしょうか。	基本的には第44条第1項に記載のとおり、毎月一定日に開催を想定しています。その他、出来高確認、しゅん工確認等の進捗に応じて実施します。
282	事業契約書 (案)	10	2	1	第29条	6		施設整備業務のモニタリング	「本条に定めるモニタリングの実施にかかる費用については、本契約等において別段の定めがある場合を除き、市が負担する。」とありますが、具体的にはどの費用を貴市にて負担いただける想定でしょうか。	第29条や別紙7の市によるモニタリングに係る費用を想定しています。ただし、本契約等において、第29条の3など別段の定めがある場合を除きます。
283	事業契約書 (案)	11	2	3	第34条			設計の完了	本条項で記されている「設計図書」とは、仕様書、図面、設計書、数量計算書と理解しますがよろしいでしょうか。	P41用語の定義「施設整備業務（設計）関連」に定義しているのとおりです。
284	事業契約書 (案)	11	2	3	第34条	3		設計の完了	当該是正期間について、何日以内と決まりは御座いますでしょうか。	是正事項によると考えられるため、一概には言えません。

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
285	事業契約書 (案)	16	2	5	第52条	1		引渡し	別紙3のとおり、引渡し予定日は現状未確定であり、施設整備期間の各日程は事業者の提案に基づき記載されることですが、遅延損害金は事業者が提案した日程を基準として発生するものでしょうか。入札説明書や要求水準書では、これらで示されている各設備の整備時期の年度末までに対象設備を引渡し、実運用が可能な状態とすることが条件となっているため、遅延損害金の起算点を確認させていただけますでしょうか。	別紙3記載の引渡し日を基準とします。別紙3の引渡し日は、市が要求水準書に記載している日と事業者提案の引渡し日のうち、いずれか早い日となります。
286	事業契約書 (案)	18	2	5	第55条			引渡し	「次条の1」とあるのは「第59条の1」の誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書(案)を修正します。
287	事業契約書 (案)	21	3	1	第64条	その2		維持管理業に伴う近隣対策	第21条の4同様、事業者が善良なる管理者の注意義務又はそれを超える注意義務を尽くしても通常避けることのできないものである場合には、当該近隣対策費用を負担して頂ける事でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。明確化のため、第64条第3項を追記しています。
288	事業契約書 (案)	21	3	1	第64条	1		維持管理業に伴う近隣対策	事業の実施に伴い生じる近隣対策費用の負担について、施設整備業務と維持管理業務で扱いが異なると思いますが、いずれかの業務に本事業を実施すること自体付随して要求される近隣対策に係る費用については貴市の負担として統一いただけますでしょうか。	リスク分担表や施設整備業務と整合するため、第21条第4項を準用する旨、第64条に第3項を追記します。
289	事業契約書 (案)	22	4	1	第68条			前払ひ請求	前金払について、別紙4-2にて事業者提案を基に協議の上作成する。とあります。第69条(債務負担行為に係る契約の特則)では令和8年度からの表記になっています。今回令和8年度1月ごろの事業契約となっており、翌7月からの事業契約工期開始となった場合、サービス対価A(設計)の前払ひ金の請求及び30日以内の入金は可能の認識ですが問題ありませんでしょうか。	事業契約書(案)第70条に基づき、出来高予定額のない令和7年には前金払はできません。R8年度は、R8年度出来高予定額に対し、設計10分の3以内、建設10分の4以内の前金の支払が可能となります。なお、記載の統一のため、第68条の記載を一部修正します。また、第38条の記載を一部修正します。
290	事業契約書 (案)	26	4	1	第75条			サービス対価の変更等に 関する要求水準書の 変更	第4項但書の規定は、第1項に関する協議についての規定と思われますが、第2項に関する協議開始の日について、貴市が通知しない場合の取扱いはどうになりますでしょうか。	第1項及び第2項と合わせて第4項を明確化のために修正いたします。
291	事業契約書 (案)	27	5	1	第79条				第79条第2項で修繕又は修補の対象となる「損傷又は汚損等」については、第81条第1項と同様、あくまで経度の汚損、経年劣化は除外され、著しい損傷(事業期間終了後1年以内に修補を要するもの)を指すという理解でよろしいでしょうか。	第79条の第2項と第81条の表現を明確にするため、第79条の第2項は「著しい」損傷又は汚損等」に修正します。
292	事業契約書 (案)	31	5	2	第89条				買受代金額について、貴市の査定額に納得がいけない場合であっても、鑑定方式を採用するとの同意がなされない限り、貴市の査定額に従わざるを得ないというのには、特に貴市の債務不履行と、令和8年度1月ごろの事業契約となっており、翌7月からの事業契約工期開始となった場合、サービス対価A(設計)の前払ひ金の請求及び30日以内の入金は可能の認識ですが問題ありませんでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
293	事業契約書 (案)	31	5	2	第89条				第85条第3項の鑑定方式の場合、鑑定費用は実質的に事業者負担となりますが、第89条第1項は貴市に帰責事由があるため契約解除される場合であるため、鑑定費用については、第89条第1項とのバランスも考慮して協議させていただきますでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
294	事業契約書 (案)	36	8	1	第104条			著作権等の侵害の防止	以下の本文抜粋に従い、事業締結したSPCが納品する水運用管理システムのソフトウェア(特許運用計画、事故時運用シミュレーションなどの都市独自性の高い機能)が著作権その他の権利を侵害をしないこととを市に保証する必要がある。著作権その他の権利の侵害は、事業遂行に大きな影響をもたらす重要事項であるため、SPCが「少なくとも既設納入業者等から特許その他の権利の侵害がないことへの同意」を得ることが肝要と考えます。以下3点に賛同です。 ①事業締結前、事業締結後において著作権その他の権利の侵害無を保証する必要があります ②SPCは既設業者に対する著作権その他の権利の侵害有無の確認を必ず実施する認識で宜しい ③著作権その他の権利を保有する既設納入業者はSPCに対して、著作権その他の権利の侵害有無を確認する権利があると考えてよい 【本文抜粋】 第104条 事業者は、本件業務に関して作成又は調達設置する成果物及び関係書類(設計図書等)及び本施設設計に関する権利(著作権)が第三者の所有する著作権その他の権利を侵害するものではないことを市に対して保証する。	①第104条に基づき、事業契約締結後に保証していただく必要があります。 ②第104条を遵守する上で必要とご判断される場合は、実施をお願いいたします。 ③事業者にて判断をお願いいたします。
295	事業契約書 (案)	46	別紙4-1					別紙4-1 サービス対価の基本的な考え方	サービス対価Bの支払対象期間が四半期ごととなる、この規模の契約では資金繰り負担が大きくなるため、毎月の支払としていただけないでしょうか。	事業契約書(案)記載のとおり、サービス対価Bの支払は四半期ごととします。
296	事業契約書 (案)	46	別紙4-1					別紙4-1 サービス対価の基本的な考え方	サービス対価Bの改定について、「令和9年度以降の改定に当たっては、前回改定が行われた後のサービス対価を基礎とし、次年度「サービス対価Bの改定の指標」の年間平均値(前年10月から当年9月までに公表されている確定値の合計を12か月で除した値)に基づき翌年度のサービス対価を確定する。」とありますが、年間平均値算出の根拠となる過月の企業向けサービス価格指数は、前年10月に公表の前年9月から当年9月に公表される当年8月までの12か月分となりますでしょうか。もしくは、前年10月前までに公表の前年9月から当年9月前までに公表される当年7月までの12か月分でしょうか。	「前年10月に公表の前年9月から当年9月に公表される当年8月までの12か月分」になります。
297	事業契約書 (案)	46	別紙4-1					別紙4-1 サービス対価の基本的な考え方	翌年度(令和10年度)のサービス対価Bの改定の請求に基づき見直しを行う時期は、令和1年度の12月までに行われると想定されているように見受けられますがその理解で正しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、次年度予算に反映する必要があるため、変更契約は予算成立後の次年度4月1日以降となります。
298	事業契約書 (案)	46	別紙4-1					別紙4-1 サービス対価の基本的な考え方	見直しを行う時期を令和1年度の3月中、改定の指標の年間平均値対象月をその3月の前年の1月〜12月(令和1年度の1月〜3月および令和1年度の4月〜12月)の12か月間としていただけないでしょうか。現事業契約書案の「サービス対価Bの改定の指標」の年間平均値(前年10月から当年9月までに公表されている確定値の合計を12か月で除した値)の規定に準じると、例えば令和9年度の4月からのサービス対価は、令和9年度6月〜令和10年度7月までの12か月の間に起こる可能性のあるインフレを加味しないサービス対価を令和9年4月からの1年間適用されることになるためです。	事業契約書(案)のとおりとします。
299	事業契約書 (案)	46	別紙4-1					別紙4-1 サービス対価の基本的な考え方	サービス対価Bの改定について、「サービス対価Bの改定の指標」の年間平均値が令和8年度は本契約締結時のサービス対価と比べて、令和9年度以降は前回改定が行われた時と比べて3ポイントを超える変動が認められる場合に請求できるとされていますが、サービス対価Aの設定に準じると、例えば令和8年度は4月からのサービス対価は、令和9年度6月〜令和10年度7月までの12か月の間に起こる可能性のある変動があった場合に改定を請求できるよう発動条件を見直しただけでないでしょうか。	事業契約書(案)別紙4-1に記載のとおりです。なお、第37条の記載を一部修正します。
300	事業契約書 (案)	47	別紙4-1		3 (1)	イ		サービス対価A	事業契約の締結の予定は令和8年1月と先になりますので、最新の「契約に関するガイドライン」(附事業契約について)に基づき、物価変動をより正確に反映し適定事業者の負担する物価変動リスクを減じするため、サービス対価改定の請求の起算点は本契約の効力発生日ではなく、入札公告日または提案書提出日等としていただけますでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
301	事業契約書 (案)	48	別紙4-1		3 (2)			サービス対価B	「3ポイントを超える変動が認められる場合に改定を請求できる」とありますが、サービス対価Aと同様15ポイントを超えたときに改定を請求できるルールに見直しをいただけないでしょうか。本事業は長期事業であるため、予想しえないリスク(物価変動リスク等)を事業費に反映せざるを得ません。適切な事業費を構築したく可能な限り物価変動に関するリスクの軽減を図っていただきたく存じます。	事業契約書(案)のとおりとします。
302	事業契約書 (案)	48	別紙4-1		3 (2)			サービス対価B	企業向けサービス価格指数「その他の技術サービス」がサービス対価Bの改定指標となっておりますが、指標の見直し、もしくは事業開始後に指標を見直し協議させていただけないでしょうか。サービス対価Bに関する費用項目は、大きく運転管理業務と保守点検業務の2つに大別されるかと思いますが、特に運転管理業務については、業務費の大半が人件費となりますので、より追従して変動する指標として「電工単価」や「毎月勤労統計調査の名目賃金指数」があるかと思えます。	事業契約書(案)のとおりとします。
303	事業契約書 (案)	51	別紙5					付保すべき保険	SPCから建設工事業者に建設業務をパススルー場合には、構成企業および協力企業が保険を付保すればSPCが保険を付保する必要がないと理解しますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本事業の実施主体として事業者は保険の付保漏れがないよう状況を確認することとします。
304	事業契約書 (案)	51	別紙5					付保すべき保険	第三者賠償責任保険または類似の機能を有する保険は各建設工事業者ごとの個別契約ではなく、パススルーされる構成企業または協力企業にて包括で契約しているケースがございます。本件においては各企業の包括契約による保険の適用が認められると理解しております。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)別紙5の条件を満たしているか、包括契約を更新しているか等、本事業の実施主体として事業者は保険の付保状況を確認することとします。
305	事業契約書 (案)	51	別紙5					別紙5 付保すべき保険	付保すべき保険について、保険契約者は事業者、構成企業又は協力企業等とされていますが、SPC構成企業が既に付保している保険が本事業に適用可能である場合はSPCとして別途付保する必要はない(SPCとして付保することは必須ではなく事業者提案による)と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)別紙5の条件を満たしているか、包括契約を更新しているか等、本事業の実施主体として事業者は保険の付保状況を確認することとします。
306	事業契約書 (案)	53	別紙5		1	ア		建設工事保険	建設工事保険で補償する範囲として、水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害と記載がありますが、地震及び津波は含まれない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
307	事業契約書 (案)	54	別紙7	1.2	1.2.1	a)		セルフモニタリング実施計画(案)	セルフモニタリング実施計画(案)は、貴市と事業者で事業契約を締結後作成することの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
308	事業契約書 (案)	60	別紙7	3.3	3.3.3	(カ)		維持管理を担う者の変更	「サービス対価の支払い対象期間の途中で維持管理業務を行う者を変更した場合であっても…」とありますが、「維持管理を行う者」と「維持管理を担う者」は同一のものとの理解でよろしいでしょうか。また、「維持管理を担う者」とは業務責任者等を示すものとの理解でよろしいでしょうか。	「維持管理業務を行う者」は「維持管理業務を担う者」と同一です。「維持管理業務を担う者」に表現を統一します。 「維持管理業務を担う者」とは、維持管理業務を担う構成企業や協力企業を示します。
309	事業契約書 (案)	62	別紙7	3.4	3.4.1			減額措置 基本的な考え方	「市が違反行為を確認した時点でペナルティポイントを科す。」とありますが、是正措置が行われない場合にはペナルティポイントを科すよう運用にできないでしょうか。	是正措置ありきの業務態度となるため認められません
310	事業契約書 (案)	63	別紙7					別紙7 3.4.4 ボーナスポイント による相殺	「事業者が提案した水準を超えて、市水道事業又は堺市市民に多大な貢献した場合、市は事業者に対しボーナスポイントを与えることができます。当該四半期で累計されたペナルティポイントにより計算されたサービス対価の減額分がない期において、ボーナスポイントが付与された場合はサービス対価が1ポイントにつき0.1%増額されると考えてよろしいでしょうか。	ボーナスポイントは、当該四半期で累計されたペナルティポイントにより計算された減額分と相殺することはできますが、サービス対価の減額がない期におけるサービス対価の増額は行いません。

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答	
311	事業契約書 (案)	69	別紙9	共通	No.23			債務不履行リスク	No.23で上記以外の事業の中止・延期に関するリスクが事業者と記載ありますが、事業者の債務事由以外の中止・延期リスクを事業者が負担する可能性がありますので、他と同様に「事業者の事由による中止・延期」を事業者に○「それ以外の事業の中止・延期」を市に○というように修正願います。	リスク分担表のとおりとします。	
312	事業契約書 (案)	69	別紙9	共通	No.24			不可抗力リスク	事業遂行期間での発生を見逃すことが難しい為、不可抗力リスクに関し、保険対象外となる事業者負担は除外したくないでしょうか。（例：戦争、暴動、天災等）負担方法からすると、市が○で事業者が△ではないでしょうか。	リスク分担表のとおりとします。	
313	事業契約書 (案)	69	別紙9	共通	No.27			要求水準未達リスク	事業者のリスク負担となっておりますが、事業者に債務事由がある場合との理解でよろしいでしょうか。	基本的に事業契約書第11条に記載のとおり、別段の定めがある場合を除き、本件業務の遂行にかかわる一切の責任を負うものとしています。 要求水準未達となった事由が、事業契約書、リスク分担表その他に明記しているものであれば、当該記載を参照します。	
314	事業契約書 (案)	69	別紙9	共通	No.4			許認可リスク	「上記以外の許認可等取得遅延」が事業者のリスク負担となっておりますが、事業者に債務事由がある場合との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりです。	
315	事業契約書 (案)	69	別紙9	共通	No.11.13			住民対応リスク・環境リスク	住民対応リスク及び環境リスクについて、「事業者の提案内容及び事業者が行う業務（設計・建設・維持管理等）」に起因するものについて、事業者が主にリスクを負担することとなっておりますが、貴市の指示に基づいて提案や業務を実施する中でリスクが生じた場合には、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表のとおりです。	
316	事業契約書 (案)	70	別紙9	維持管理	No.11.12			維持管理費の変動リスク	現在の記載内容ですと、物価変動でも市の事由でも事業者の事由でもない変更があった場合のリスクを事業者が負う記載となっております。事業者の事由による維持管理費の変動を事業者にも、それ以外（物価変動を含む）を市に○に修正願います。	事業契約書第11条に記載のとおり、別段の定めがある場合を除き、本件業務の遂行にかかわる一切の責任を負うものとしています。 市の事由でないものは、基本的に事業者リスクとします。	
317	事業契約書 (案)	70	別紙9	維持管理	No.13.14			施設損傷リスク	現在の記載内容ですと、不可抗力でも市の事由でも事業者の事由でもない施設損傷リスクを事業者が負う記載となっております。事業者の事由による維持管理費の変動を事業者にも、それ以外（不可抗力を含む）を市に○に修正願います。	事業契約書第11条に記載のとおり、別段の定めがある場合を除き、本件業務の遂行にかかわる一切の責任を負うものとしています。 市の事由でないものは、基本的に事業者リスクとします。	
318	事業契約書 (案)	70	別紙9	維持管理	No.15.16			器具備品管理リスク	現在の記載内容ですと、不可抗力でも市の事由でも事業者の事由でもない備品損傷リスクを事業者が負う記載となっております。事業者の事由による工事的物品及び既存施設の備品等の盗難・破損・紛失を事業者にも、それ以外（不可抗力を含む）を市に○に修正願います。	事業契約書第11条に記載のとおり、別段の定めがある場合を除き、本件業務の遂行にかかわる一切の責任を負うものとしています。 市の事由でないものは、基本的に事業者リスクとします。	
319	事業契約書 (案)	70	別紙9	維持管理	No.17.18			運転管理リスク	現在の記載内容ですと、不可抗力でも市の事由でも事業者の事由でもない維持管理の損害リスクを事業者が負う記載となっております。事業者の事由による維持管理の損害リスクを事業者にも、それ以外（不可抗力を含む）を市に○に修正願います。	事業契約書第11条に記載のとおり、別段の定めがある場合を除き、本件業務の遂行にかかわる一切の責任を負うものとしています。 市の事由でないものは、基本的に事業者リスクとします。	
320	事業契約書 (案)	70	別紙9	維持管理	No.2.3			事業開始遅延リスク	事業者が自身の債務事由以外のリスクを負う記載となっておりますので、事業者の事由によるものは事業者にも、それ以外を市に○と修正願います。	事業契約書第11条に記載のとおり、別段の定めがある場合を除き、本件業務の遂行にかかわる一切の責任を負うものとしています。 市の事由でないものは、基本的に事業者リスクとします。	
321	事業契約書 (案)	70	別紙9	維持管理	No.23			通信障害リスク	「通信事業者の責で発生した通信障害に起因するもの」が事業者のリスク負担となっておりますが、不可抗力が原因の場合は対象外との理解でよろしいでしょうか。	不可抗力が原因となった場合は、備考※3記載のとおり、協議となります。	
322	事業契約書 (案)	70	別紙9	設計・建設段階	No.6.7			工事遅延・未完成リスク	現状の6.7では市の事由によるもの以外の全てが事業者負担となっております。「事業者の事由による工事の完了遅延又は工事費の増大」を事業者にも、「それ以外」を市に○に修正願います。	事業契約書第11条に記載のとおり、別段の定めがある場合を除き、本件業務の遂行にかかわる一切の責任を負うものとしています。 市の事由でないものは、基本的に事業者リスクとします。	
323	事業契約書 (案)	70	別紙9	維持管理	No.1			引継リスク	前運転管理・巡視点検査業務受託者の廃棄による不備等については貴市で負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	引継ぎ不備は、事業者側が適切に引継ぎしなかった場合のリスクです。「前運転管理・巡視点検査業務受託者」は現契約において同様のリスクを負っています。 また、引継ぎに際しては本市を交えて引継ぎのモニタリングを実施するので問題ないと考えています。	
324	事業契約書 (案)	70	別紙9	維持管理	No.1			引継リスク	前運転管理・巡視点検査業務受託者との引継ぎについては、要求水準、事業契約において具体的な定めがございませぬが、貴市と前運転管理・巡視点検査業務受託者との間で事業終了時の次期事業者に対する引継ぎ率について、タイミングや引継ぎ内容がどのような規律になっているのかご教示いただけますでしょうか。	現契約の業務終了時の引継ぎは以下の通りとなっています。 ・履行期間終了前に後継者に対し、配水管理センター運転管理業務及び配水施設巡視点検査業務の引継ぎを行う。 ・必要な引継ぎ事項を記した各種マニュアルを交付するなどにより、確実に引継ぎを行う。 ・履行期間終了までの期間で、後継者が引継ぎのため、受託者の立会を求めるとき、業務に支障がない範囲で行い、後継者が業務の履行に支障を来すことのないようにすること。 ・明確に要する費用は受託者の負担とする。	
325	事業契約書 (案)	70	別紙9	維持管理	No.13			施設損傷リスク	更新・新設対象設備については、貴市が修繕義務を負っているため、「更新・新設対象設備」の損傷（不可抗力事由による場合を含む）については、事業者の保守点検業務に契約不適合がある場合等明確な債務事由がない限り、貴市の負担で修繕を行う理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
326	事業契約書 (案)	70	別紙9	維持管理	No.8			既設改造リスク	既設改造リスクは既設改造所管ぬめ、貴市範囲と考えますがいかがでしょうか。	本事業において既設改造を行った箇所は更新対象設備と同様に事業者のリスクとなります。	
327	事業契約書 (案)	439	19	2-	第16条 第115条			協議	第16条が適用されるのは、「本契約等で当事者間の協議に委ねている事項又は本契約等に定めがなく協議によって決定することを要する事項について」とあり、第115条も含まれると読めますが、その後、「関係者協議会における協議が整わなかった場合」とあり、本条適用の前提として、第16条は「関係者協議会における協議事項」のみ、と理解する。この協議事項は第15条で市と事業者が協議して定める（最終的に市が定める）、とあります。そのため、現状の契約書を前提にすると、市が第115条も関係者協議会の協議対象事項と決定した場合、第115条についても第16条が適用される、という関係と理解しますが、この理解に相違ないでしょうか。 その上で、市としては、「本契約等で当事者間の協議に委ねている事項又は本契約等に定めがなく協議によって決定することを要する事項について」は、すべて、関係者協議会での協議事項とする意向でしようか。	「本契約等で当事者間の協議に委ねている事項又は本契約等に定めがなく協議によって決定することを要する事項について」は関係者協議会での協議事項とします。	
328	事業契約書 (案)	51.52					別紙5 付保すべき保険	建設工事保険及び第三者賠償責任保険のそれぞれに関して「（イ）被保険者：事業者、構成企業及び協力企業等及び市」とありますが、市の責めに帰すべき事由により発生した損害については貴市が付保している保険によってカバーされたとの理解でよろしいでしょうか。その場合、貴市を被保険者へ含める必要はないと思慮いたしますが、いかがでしょうか。	事業契約書（案）別紙5記載のとおりとします。		
329	事業契約書 (案)	51.52					別紙5 付保すべき保険	建設工事保険及び第三者賠償責任保険のそれぞれに関して「（カ）付託事項1）事業者、構成企業、協力企業等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく市に提示する」とありますが、保険証券ではなく「付保証書」の提出をもって当該事項を充足させることができると考えてよろしいでしょうか。	保険証券の写しや付保証書など、付保内容が確認できる書類の提出でよいものとします。		
330	事業契約書 (案)	共通					期限	各条にあります。期限(例：14日以内)は暦日と考えて宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。		
331	事業契約書 (案)	全般					損害賠償	契約書案に規定されている損害賠償について、上限額の設定や対象範囲の限定を考慮いただけないでしょうか。	上限額の設定や対象範囲の限定は考慮しません。		
332	基本協定書 (案)	2	第3条				市および落札者の義務	市および落札者の義務	市および落札者の義務	契約段階で入札価格を変更することはありません。入札価格の範囲内で最大限尊重してください。	
333	基本協定書 (案)	2	第3条			2	市及び落札者の義務	市及び落札者の義務	市及び落札者の義務	契約段階で入札価格を変更することはありません。入札価格の範囲内で最大限尊重してください。	
334	基本協定書 (案)	3	第4条			3	事業予定者の設立	事業予定者の設立	事業予定者の設立	第4条第3項の要件を満たす場合、「市は、当該出資比率の変更について協議に応じることができるものとする」とありますが、同要件を満たす場合、本事業の遂行等に影響を及ぼさないといえることから、出資比率の変更協議において、貴市が不合理に承諾を拒否することはないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
335	基本協定書 (案)	6	第7条			6	事業契約	事業契約	事業契約	「・・・本事業の参加資格を欠に至った場合・・・本協定及び締結済みの事業契約を解除することができるものとする。」とありますが、本協定は事業契約書に定める本事業の終了日まで有効であり、仮に事業契約締結後に、不慮の事故等により指名停止となり、参加資格要件を欠に至った場合の事業契約の解除の余地を残すものとなり、事業者としては参加資格リスクが非常に高いものと思料します。そのため有効期間等の記載内容を再考お願いいたします。	当該箇所は事業契約の締結日までについて明記している条文になりますので、懸念の事由には当たらないと思われます。有効期間等については、基本協定書（案）のとおりとします。
336	基本協定書 (案)	6	第7条			6、8	事業契約	事業契約	事業契約	「事業契約の締結日まで、落札者において本事業の参加資格を欠に至った場合」とありますが、又は以降の「締結済みの事業契約を解除することができる」との記載と矛盾していますので、事業契約の解除に関する記載を修正いただけますでしょうか。	事業契約締結後、事業契約締結前の時点で参加資格が欠けていたことが判明する場合もありますので、基本協定書（案）のとおりとします。
337	基本協定書 (案)	8	第11条	4			解除並びに違約金等	解除並びに違約金等	解除並びに違約金等	「4 構成企業は、事業予定者が事業契約に基づき負担する義務及び債務等につき、連帯して義務及び債務を負うものとする。」とありますが、株主の責務としては過大であるため、本内容を削除したくないでしょうか。あるいは株主は、事業者が契約の義務及び債務を履行できるように合理的範囲で努力する旨の規定に修正いただけないでしょうか。 内閣府ホームページ/PS事業の手引書Q2-6においては「構成員は原則としてSPCの債務について出資額以上に責任を負いません（有限責任）」との記載があります。（内閣府ホームページhttps://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_johou/tebiki/jitsumu/jitsumu02.htm#206）	一般的には有限責任であることは理解していますが、本事業はSPCを設立するものの、実態としては構成企業が事業を実施する形式であり、構成企業にも責任を負担していただく方針としています。
338	基本協定書 (案)	8	第11条			3	解除及び違約金等	解除及び違約金等	解除及び違約金等	「前項の場合を除き構成企業の責めに帰すべき事由により・・・事業契約の締結に至らなかった場合・・・100分の10に相当する額を請求することができるものとする。」とありますが、責めに帰すべき事由を鑑み、貴市と事業者で協議をさせていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
339	基本協定書 (案)	8	第11条			3	解除及び違約金等	解除及び違約金等	解除及び違約金等	参加資格の喪失事由には本事業と無関係の労災事故等も含まれておりますので、そのような事象で基本協定を解除された場合にも契約金額の10％の違約金を徴収されるのは過度な懲罰規定であると念慮します。適用範囲から除かれていることを確認させていただきます。	事由を考慮し、協議により違約金を請求するかを判断します。

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
340	基本協定書 (案)	8	第11条		4			連帯債務	本来株主は有限責任が原則であり、事業者と構成企業は別法人となります。そのような事情から、他のPPP案件においても、株主誓約書は株主としての法的義務に限定したものとなっていてことが一般的です。事業契約にはモニタリング規定、契約解除の規定等必要な規定はすべて網羅されており、8条2項において、解散後の債務について規定すれば必要十分であり、11条4項は適度な規定であり、貴市とSPCの債権債務関係、事業者の事業運営にも混乱を招く可能性があるため、再考いただけますでしょうか。	一般的には有限責任であることは理解していますが、本事業はSPCを設立するものの、実態としては構成企業が事業を実施する形式であり、構成企業にも責任を負担していただく方針としています。
341	基本協定書 (案)	別紙2	6					誓約書	「6 当社は、(1)事業者が事業契約に基づき負担する義務及び債務等、(2)事業者の解散後に事業者について、事業契約に基づき債務等が存することが判明した場合の係る債務等につき、事業者及び他の株主と連帯してこれらの義務及び債務等を負うこと。」とありますが、株主の責務としては適当であるため、本内容を削除いただけないでしょうか。あるいは株主は、事業者が契約の義務及び債務を履行できるように合理的範囲で努力する旨の規定に修正いただけないでしょうか。 内閣府ホームページ/PI事務の引きき02-6において「構成員は原則としてSPCの債務について出資額以上に責任を負いません(有限責任)。」との記載もあります。(内閣府ホームページhttps://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_johou/tebiki/jitsumu/jitsumu02.htm#j206)	一般的には有限責任であることは理解していますが、本事業はSPCを設立するものの、実態としては構成企業が事業を実施する形式であり、構成企業にも責任を負担していただく方針としています。
342	基本協定書 (案)	別紙2	6					誓約書	構成企業がSPCの事業契約上の義務・債務等を全て連帯して負担するのは、構成企業に過剰な負担を負わせるものであり、また、SPCを組成して事業を実施する場合の規定としては一般的ではないため、誓約書第6項中、「(1) 事業者が事業契約に基づき負担する義務及び債務等、」の部分については削除をご検討いただけないでしょうか。	一般的には有限責任であることは理解していますが、本事業はSPCを設立するものの、実態としては構成企業が事業を実施する形式であり、構成企業にも責任を負担していただく方針としています。
343	基本協定書 (案)	別紙2	6					誓約書	(1)は11条4項、(2)は8条2項に対応したものとと思いますが、8条2項の但し書きは反映されておられません。 適切に反映いただくか、「基本協定の内容を理解し、遵守すること」といった規定に修正いただけますでしょうか。	ご指摘の通りと存じますので、別紙2第6項末尾に第8条第2項但書の記載を追記させていただきます。
344	落札者決定 基準	1	1	1.3				低入札価格調査	本事業は調査基準価格・低入札価格を設定しておりますでしょうか。また設定している場合は、帛市上下水道建設工事低入札価格調査実施要領に準ずるかと教えてください。	本入札は最低制限価格制度を採用しておりません。
345	落札者決定 基準	2	1	1.5				審査のフロー	加点点目（ヒアリングの実施）について、事業者によるプレゼンテーションは実施するのでしょうか。実施する場合、持ち時間、方法など具体的な内容をご教示いただけますと存じます。	お見込みのとり加点点審査の過程でプレゼンテーションの時間を設ける予定です。ヒアリングの詳細は、開札日以降、別途お知らせします。
346	落札者決定 基準	2	1	1.5				審査のフロー	加点点目のヒアリングにおいて、事業者側の参加できる人数についてご教示ください。スムーズなヒアリングをするため、営業・SPC・技術（電気・機械）・維持管理・工事など、1グループあたり15～20人程度で参加してよろしいでしょうか。	ヒアリングの詳細は、開札日以降、お知らせします。
347	落札決定基準	3	2	2.2				提案審査について	技術対話における確認事項(実施方針)の回答書No.22において、価格のみの競争を防止する対策として、価格評価点の下限金額を設定し、それより入札額が低くても下限金額と同得点とすることを検討するとのことでしたが、落札決定基準にその表記が見られません。いかがお考えでしょうか。	検討した結果、加点点評価点と価格点の割合を考慮することにより、価格のみの競争を防ぐ対策としています。
348	落札者決定 基準	5	2	2.2	(1)	㉓		巡視点検計画	巡視点検実施の内容を踏まえた巡視点検計画の提案とありますが、巡視点検実績とは要求水準書別紙7に記載の計画という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
349	落札者決定 基準	6	2	2.2	㌱			入札価格の得点化方法	技術対話における確認事項（実施方針）において、「価格評価点の下限金額を設定し、それより入札金額が低くても下限金額と同じ評価点とする」と記載中」とありましたが、ご検討の結果、そのような価格評価手法になかったという理解でよろしいでしょうか。	検討した結果、加点点評価点と価格点の割合を考慮することにより、価格のみの競争を防ぐ対策としています。
350	作成要領及び 様式集	1	2	2.2				提案審査書類の作成要領	提案審査書類の様式の枠は、任意に広げてよろしいでしょうか。極端にならないよう、一定程度（20mm程度）の余白を設けて作成する所存です。また、一つの様式が複数ページになる場合にも、2ページ目以降に様式番号、様式名称の記載は必要でしょうか。	枠は20mm以上の余白を確保していれば様式の枠を広げて構いません。また複数ページに記載が当たった際は様式番号、様式名称の記載は必要です。
351	作成要領及び 様式集	1	2	2.2				提案審査書類の作成要領	提案審査書類の各様式を詳しく説明するため、資料を添付したいと考えていますとよろしいでしょうか。資料から応募事業者の名称が判別できないよう、ロゴなどを隠す処理を行う所存です。	提案内容は各様式内に収めて頂く必要がありますので、各様式外の資料の添付は認めません。
352	作成要領及び 様式集	1	2	2.3	①			提案審査書類の作成要領	システム構成図等の根拠資料を別添として提出することを検討しておりますが、これは「超過部分」に該当し、別添として提出することは可能という認識でよろしいでしょうか。また、別添として添付することは減点の対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	資料の添付は認めません。
353	作成要領及び 様式集	1	2	2.3	⑥			資料の添付	「A3判の資料を添付する場合は、A4サイズに折り畳んで綴じ込むこと。」とありますが、提案書（様式5-1～様式9-1）以外に提案内容を補足する資料の添付が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	様式の備考にある「A4判：4枚以内もしくはA3判：2枚以内」のようにA3版を採用した場合の記載であり、資料の添付が可能であることを意図した記載ではなく、補足資料等の添付は認めないものとします。
354	作成要領及び 様式集	1	2	2.3	⑥			資料の添付	資料の添付が可能な場合、添付する箇所は任意でよろしいでしょうか。	資料の添付は認めません。
355	作成要領及び 様式集	1	2	2.3	㉔			提案審査書類の作成要領	「表紙及びA3判の資料を除き、両面印刷を基本とすること。」と記載がありますが、例えは「(3) 提案審査書類(案) 事業計画に際して、事業計画の作成(様式5-1)の表紙はA4用紙に1枚以内、つまりA4用紙に両面印刷で2ページという認識でよろしいでしょうか。」(「A4判：1枚」が片面印刷1ページ相当、もしくは片面印刷2ページ相当、のいずれを指しているか確認したい趣旨です)	A4判：1枚は、片面1面としています。 (例：A4判で2枚指定のものは片面で1枚、A4判で2枚指定のものは両面で1枚、A4版で4枚指定のものは両面で2枚になります。)
356	作成要領及び 様式集	1	2	2.3	㉕			提案審査書類の作成要領	提案書でユニフォームが写っている写真を使用する場合は、ロゴを隠すなどの処理を施せば問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
357	作成要領及び 様式集	1	2	2.3	㉖			提案審査書類の作成要領	目次は表紙の裏面に印刷するのがよろしいでしょうか。	表紙と目次は分けて印刷してください。
358	作成要領及び 様式集	1	2	2.3	㉗			インデックスシール	インデックスシールでは外れる恐れもあるためインデックスシート等も認めていただけるでしょうか。	使用を認めます。
359	作成要領及び 様式集	26							年次計画表に記載の金額は入札時点の金額であり、契約締結後の詳細設計を進める中で、物価上昇以外の理由により、各年度の出来高金額に変更が生じた場合は、変更協議が可能でしょうか。	事業契約書(案)第1章の第3節のとおり、要求水準書の変更等によりサービス対価を変更する場合があります。
360	作成要領及び 様式集	28						様式5-1など	備考は削除しても良いという考えでよろしいでしょうか。	備考は削除していただいて構いません。
361	作成要領及び 様式集	28						様式5-1など	様式枠内にある文言は、記載内容を網羅して作成をすることを前提に削除してもよいでしょうか。	記載内容が網羅されていれば、書き換えていただいて構いません。
362	作成要領及び 様式集	34						様式6-1	備考欄には、「A4判：4枚以内もしくはA3判：2枚以内」と記載がありますが、A4判2枚、A3判1枚のように用紙サイズを混合させて事業提案書等を作成することは可能でしょうか。	用紙サイズは混合させず、統一してください。
363	作成要領及び 様式集	45						要求水準チェックリスト	提案審査書類の各様式の枚数が非常に厳しいものであるため、本チェックリスト記載事項の全てを提案審査書類に反映することは、要求水準を超える提案を書くスペースを奪うことにつながります。当該リストに記載の通り、要求水準と同等の取組みは提案審査書類では記載を抑え、当社の経験とノウハウに基づく独自提案の記載を中心とした作成を予定していますが、この考え方で問題ないでしょうか。	問題ありません。
364	基本協定書 (案) 事業契約書 (案)	4 5	第6条 第20条						基本協定書第6条に「構成企業は、事業予定者として、本事業に関する設計業務、建設業務及び維持管理業務を構成企業はそれぞれ受託し、又は請け負わなければならない。」、事業契約書(案)第20条に「事業者は、本件業務のうち施設整備業務及び維持管理業務の遂行を、提案書類に基づき構成企業に対して、委託し又は請け負わせるものとする(以下、委託又は請負を併せて「委託等」という。)。2前項にかかわらず、事業計画書に記載のある協力企業に委託等を行っても事業者の本契約上の債務の履行に支障がないと認められる場合に限り、事業者の申請による市の事前の承認を得て、本件業務の一部を構成企業から協力企業に委託等を行うことができる。」とありますが、SPCに出資を行わない協力企業がSPCから業務を直接受託または請負することは可能でしょうか。 内閣府「契約に関するガイドライン-PF」事業契約における留意事項について(令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)」において、選定事業者に出資する構成企業ではない受託・請負企業が選定事業者にかかる業務を選定事業者から委託を受け、又は請け負うことができることとされています。 また、国土交通省「国土交通省所管事業へのPF活用に関する発注担当者向け参考書（平成21年3月26日改訂）Ⅱ.PF」事業における「事業契約書例」の基本協定書例において、「落札者は、SPCとして、本件事業に関する各業務を、別紙7記載の第三者にそれぞれ委託させ、又は請け負わせしめるものとする。」とあり、構成企業以外の受託・請負企業への委託が可能ですが、さらに、国土交通省総合政策局が令和6年7月に開催した地方公共団体職員、民間事業者向け「PF/PI研修」において、協力企業は「入札参加者を構成する法人で、SPCから業務を直接受託または請負するが、SPCに出資を行わない者」と説明されています。 なお、貴市原山公園再整備運営事業(平成29年1月)では、PF事業者に対して出資を行わない協力企業が、PF事業者から業務を受託、又は請け負うることが可能とされています。	事業者から協力企業への直接の業務の委託等はできません。
365	基本協定書 (案) 入札説明書	4 9	第6条 3	3.3 3.3.2	b)				基本協定書(案)第6条第3項に「第1項の規定により事業予定者から業務を受託し、又は請け負った者は、受託し、又は請け負った業務を説実行しなければならない。また、その業務の全部又は主要部分(施設整備業務(事業契約において定義する。))においては、配水管理センター(水運用管理システム)整備業務並びに維持管理業務(事業契約において定義する。))においては、運転管理業務、配水施設巡視点検業務及び引継業務を指す。」を再委託することはできず」とありますが、当該再委託禁止業務を構成企業が複数社で遂行することは妨げられないでしょうか。その場合において、入札説明書3.3.2に規定される個別の参加資格要件に定めのある各要件を満たす構成企業が、複数の業務を行うことは差し支えないでしょうか。 例えば、設計業務を行う者の区分に入札参加表明および資格審査を受ける構成企業が運転管理業務の一部を遂行する、もしくは、維持管理業務を担う者の区分に入札参加表明および資格審査を受ける構成企業が配水管理センター整備業務の一部を遂行するなどの場合が想定されます。 本事業の目的である「PF手法を用いて水運用管理システム等の設備整備並びに保守点検及び運転管理等の維持管理業務を民間事業者(以下「事業者」という。))が一貫して実施する」ことを実現するため、複数の構成企業が業務を一体的に実施することが期待されていると認識しています。	入札説明書に記載のとおり、全部又は主要な部分について、構成企業が複数社で遂行することは可能です。ただし、実施する業務の個別の参加資格要件を満たす必要があります。なお、配水管理センター(水運用管理システム)整備業務は、建設工事での実施を想定した場合に、下請することなく全てを元請業者で施工することが困難であることから、基本協定書(案)の第6条の3において、「配水管理センター(水運用管理システム)整備業務」を「配水管理センター(水運用管理システム)整備業務(LCD監視制御装置や現場側のコントロール等、制御に係る部分の水運用管理システム設計、機器製作、試運転等のシステム構築に限る。)」に修正します。

No.	書類名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
366									2022/4/1から直近の日程までの期間分の日報帳票・月報帳票・年報帳票のCSVまたはエクセルデータでの配布をご検討いただけないでしょうか。	落札者決定まではデータの配布はできませんが、事業契約締結後に必要であれば提供します。
367									各施設の耐震診断を実施されている場合は、診断結果をご教示ください。	各施設の主要な建築物は、新耐震基準（昭和56 年）を満たしております。

資料閲覧【2回目】

項目	内容
実施場所	配水管理センター
受付期間	令和7年6月20日（金曜）から令和7年6月27日（金曜）午後5時まで
申込方法	閲覧希望者は、入札説明書 4.2.4 d)「入札説明書等に関する問い合わせ先」まで電子メールにて連絡すること。
備考	メールを受領後、閲覧日時の調整をおこないます。 資料閲覧【2回目】の内容は、①主要施設の各室許容載荷荷重（構造計算書） ②アスベスト含有調査結果 ③受変電設備（自家発電設備同じ）の対象負荷 です。 なお資料閲覧【2回目】では、上記以外の資料の閲覧や、質疑応答の機会を設けません。 その他、基本的には令和7年5月に実施した資料閲覧に準じます。